

令和8年 第6回 川口市教育委員会定例会

日 時 令和8年4月1日(水)
午後3時30分
場 所 川口市教育委員会室

日 程

1 開 会

2 点 呼

3 前回会議録の承認

(1) 第5回川口市教育委員会定例会会議録

4 教育長報告

- | | | |
|---|---|------|
| (1) 令和8年度部活動地域移行コーディネーターについて | — | 1 |
| (2) 川口市教育大綱の策定について | — | 当日 1 |
| (3) 川口市子ども読書活動推進計画の策定について | — | 別添 1 |
| (4) 川口市学校運営協議会委員の解嘱について | — | 2 |
| (5) 令和7・8年度研究委嘱本発表日について | — | 1 0 |
| (6) 令和8年度川口市立高等学校スーパーサイエンスハイスクール運営指導委員会委員について | — | 1 1 |
| (7) 令和8年度スクール・ガードリーダーについて | — | 1 2 |
| (8) 学校医・学校歯科医・学校薬剤師の解嘱及び委嘱について | — | 1 3 |
| (9) 令和8年度川口市立高等学校スクールカウンセラーについて | — | 1 7 |
| (10) 令和8年度川口市立高等学校進路カウンセラーについて | — | 1 8 |

5 協議事項

6 議案の審議

- | | | |
|--|---|------|
| 議案第26号 川口市教育振興基本計画の策定について | — | 1 9 |
| 議案第27号 川口市教育委員会行政手続条例施行規則を廃止する規則について | — | 2 0 |
| 議案第28号 川口市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則について | — | 2 3 |
| 議案第29号 川口市教育委員会事務決裁規則の一部を改正する規則について | — | 2 7 |
| 議案第30号 川口市教育局及び教育機関職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程について | — | 3 1 |
| 議案第31号 川口市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する規則について | — | 当日 2 |
| 議案第32号 川口市立高等学校職員服務規程の一部を改正する規程について | — | 当日 3 |
| 議案第33号 川口市学校運営協議会委員を委嘱することについて | — | 4 0 |

7 その他

8 閉 会

教育長報告（1）

令和8年度部活動地域移行コーディネーターについて

1 趣旨

川口市における中学校の部活動の地域移行に向けて、調査、研究、実務等を行う。

2 勤務条件

1日7時間45分、週5日勤務

3 業務内容

- (1) 部活動の地域移行に向けての調査及び研究
- (2) 部活動地域移行に向けての実務及び調整
- (3) 部活動地域移行に向けての広報
- (4) 第1項及び第2項についての教育委員会への報告
- (5) その他部活動地域移行に関すること

4 採用する者（会計年度任用職員）

氏名	配属先	再・新
松田 隆幸	教育政策室	再

5 任期

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

教育長報告（４）

川口市学校運営協議会委員の解嘱について

（１）川口市立本町小学校

氏名	委嘱年月日	規則第6条関係	解嘱年月日
平野 裕子	令和7年4月1日	教頭	令和8年3月31日

（２）川口市立幸町小学校

氏名	委嘱年月日	規則第6条関係	解嘱年月日
織本 寛之	令和7年4月1日	校長	令和8年3月31日
宮田 一男	令和7年4月1日	幸栄公民館長	令和8年3月31日

（３）川口市立上青木小学校

氏名	委嘱年月日	規則第6条関係	解嘱年月日
酒寄 誠	令和7年4月1日	主幹教諭	令和8年3月31日
剣持 香代子	令和7年4月1日	事務主査	令和8年3月31日

（４）川口市立青木北小学校

氏名	委嘱年月日	規則第6条関係	解嘱年月日
伊藤 元洋	令和7年4月1日	教頭	令和8年3月31日

（５）川口市立領家小学校

氏名	委嘱年月日	規則第6条関係	解嘱年月日
時津 真実	令和7年4月1日	令和6年度 PTA幹事長	令和8年3月31日

(6) 川口市立飯仲小学校

氏名	委嘱年月日	規則第6条関係	解嘱年月日
小久保 理恵	令和7年4月1日	教頭	令和8年3月31日
小畔 拓	令和7年4月1日	主幹教諭	令和8年3月31日

(7) 川口市立前川小学校

氏名	委嘱年月日	規則第6条関係	解嘱年月日
星川 重治	令和7年4月1日	教頭	令和8年3月31日

(8) 川口市立青木中央小学校

氏名	委嘱年月日	規則第6条関係	解嘱年月日
熊谷 壽	令和7年4月1日	主幹教諭	令和8年3月31日

(9) 川口市立芝南小学校

氏名	委嘱年月日	規則第6条関係	解嘱年月日
大平 浩美	令和7年4月1日	P T A副会長	令和8年3月31日
田村 健一	令和7年4月1日	教頭	令和8年3月31日

(10) 川口市立柳崎小学校

氏名	委嘱年月日	規則第6条関係	解嘱年月日
加藤 英樹	令和7年4月1日	主幹教諭	令和8年3月31日

(1 1) 川口市立芝樋ノ爪小学校

氏名	委嘱年月日	規則第6条関係	解嘱年月日
曾山 武寿	令和7年4月1日	川口市立 芝西中学校 校長	令和8年3月31日
増田 真二	令和7年4月1日	教頭	令和8年3月31日

(1 2) 川口市立新郷南小学校

氏名	委嘱年月日	規則第6条関係	解嘱年月日
石島 正文	令和7年4月1日	赤井町会副町会長 兼自主防災部長	令和8年3月31日

(1 3) 川口市立根岸小学校

氏名	委嘱年月日	規則第6条関係	解嘱年月日
古谷 俊美	令和7年4月1日	元根岸第5町会長	令和8年3月31日

(1 4) 川口市立差間小学校

氏名	委嘱年月日	規則第6条関係	解嘱年月日
中河 正明	令和7年4月1日	校長	令和8年3月31日
半田 琢巳	令和7年5月23日	主幹教諭	令和8年3月31日

(1 5) 川口市立東本郷小学校

氏名	委嘱年月日	規則第6条関係	解嘱年月日
鈴木 圭市	令和7年4月1日	P T A会長	令和8年3月31日
鹿野 泰史	令和7年4月1日	教頭	令和8年3月31日

(16) 川口市立東領家小学校

氏名	委嘱年月日	規則第6条関係	解嘱年月日
高橋 義樹	令和7年4月1日	校長	令和8年3月31日

(17) 川口市立安行東小学校

氏名	委嘱年月日	規則第6条関係	解嘱年月日
高橋 伸治	令和7年4月1日	教頭	令和8年3月31日
小林 崇	令和7年4月1日	主幹教諭	令和8年3月31日

(18) 川口市立在家小学校

氏名	委嘱年月日	規則第6条関係	解嘱年月日
末松 恵	令和7年7月23日	P T A会長	令和8年3月31日
白岩 雄輝	令和7年4月1日	おやじの会会長	令和8年3月31日
向井 剛生	令和7年4月1日	教頭	令和8年3月31日

(19) 川口市立木曾呂小学校

氏名	委嘱年月日	規則第6条関係	解嘱年月日
榊原 元太	令和7年4月1日	現保護者 元P T A副会長	令和8年3月31日
渡邊 武士	令和7年4月1日	主幹教諭	令和8年3月31日
石黒 裕也	令和7年4月1日	教頭	令和8年3月31日

(20) 川口市立戸塚綾瀬小学校

氏名	委嘱年月日	規則第6条関係	解嘱年月日
高野 浩	令和6年5月16日	教頭	令和8年3月31日

(21) 川口市立戸塚南小学校

氏名	委嘱年月日	規則第6条関係	解嘱年月日
秋山 之信	令和7年4月1日	教頭	令和8年3月31日

(22) 川口市立鳩ヶ谷小学校

氏名	委嘱年月日	規則第6条関係	解嘱年月日
河口 典久	令和7年4月1日	校長	令和8年3月31日
伊東 よお子	令和7年4月1日	主幹教諭	令和8年3月31日

(23) 川口市立戸里小学校

氏名	委嘱年月日	規則第6条関係	解嘱年月日
高野 照明	令和7年4月1日	里自治会長役員	令和8年3月31日
亀山 義光	令和7年4月1日	教頭	令和8年3月31日

(24) 川口市立桜町小学校

氏名	委嘱年月日	規則第6条関係	解嘱年月日
原田 由紀子	令和7年6月18日	P T A会長	令和8年3月31日

(25) 川口市立北中学校

氏名	委嘱年月日	規則第6条関係	解嘱年月日
菅 久徳	令和7年4月1日	教頭	令和8年3月31日

(26) 川口市立青木中学校

氏名	委嘱年月日	規則第6条関係	解嘱年月日
湯本 一資	令和7年4月1日	青木1・2丁目町会長	令和8年3月31日
岸 清美	令和7年4月1日	主任児童委員	令和8年3月31日
平澤 佳都子	令和7年4月1日	教頭	令和8年3月31日

(27) 川口市立幸並中学校

氏名	委嘱年月日	規則第6条関係	解嘱年月日
光宗 礼子	令和7年4月1日	前PTA役員 振興会役員	令和8年3月31日
片倉 有紀	令和7年4月1日	校長	令和8年3月31日

(28) 川口市立十二月田中学校

氏名	委嘱年月日	規則第6条関係	解嘱年月日
猿橋 武司	令和7年4月1日	教頭	令和8年3月31日
松村 一人	令和7年4月1日	主幹教諭	令和8年3月31日

(29) 川口市立仲町中学校

氏名	委嘱年月日	規則第6条関係	解嘱年月日
藤田 由美恵	令和7年4月1日	校長	令和8年3月31日

(30) 川口市立安行中学校

氏名	委嘱年月日	規則第6条関係	解嘱年月日
田中 清文	令和7年5月23日	令和7年度このは の会 会長	令和8年3月31日
伊藤 啓	令和7年4月1日	教頭	令和8年3月31日
永井 貴司	令和7年4月1日	主幹教諭	令和8年3月31日

(31) 川口市立芝西中学校

氏名	委嘱年月日	規則第6条関係	解嘱年月日
山田 晴美	令和7年4月1日	芝西小学校 校 長	令和8年3月31日
曾山 武寿	令和7年4月1日	校長	令和8年3月31日

(32) 川口市立小谷場中学校

氏名	委嘱年月日	規則第6条関係	解嘱年月日
山田 晴美	令和7年7月23日	川口市立芝西小学 校長	令和8年3月31日
藤川 悟	令和7年4月1日	校長	令和8年3月31日

(33) 川口市立神根中学校

氏名	委嘱年月日	規則第6条関係	解嘱年月日
山浦 直也	令和7年4月1日	教頭	令和8年3月31日

(34) 川口市立領家中学校

氏名	委嘱年月日	規則第6条関係	解嘱年月日
中根 隆弘	令和7年4月1日	校長	令和8年3月31日

(35) 川口市立在家中学校

氏名	委嘱年月日	規則第6条関係	解嘱年月日
山崎 広智	令和7年4月1日	教頭	令和8年3月31日

(36) 川口市立戸塚西中学校

氏名	委嘱年月日	規則第6条関係	解嘱年月日
西野 渉	令和7年4月1日	戸塚公民館長	令和8年3月31日
浅香 友文	令和7年4月1日	教頭	令和8年3月31日

(37) 川口市立鳩ヶ谷中学校

氏名	委嘱年月日	規則第6条関係	解嘱年月日
柏木 浩文	令和7年4月1日	教頭	令和8年3月31日

(38) 川口市立里中学校

氏名	委嘱年月日	規則第6条関係	解嘱年月日
大橋 宏之	令和7年4月1日	部活動指導員	令和8年3月31日
小野 毅	令和7年4月1日	校長	令和8年3月31日

教育長報告（5）

令和7・8年度研究委嘱本発表日について

令和7・8年度 川口市教育委員会研究委嘱校一覧（発表日順）

	学校名	研究領域	研究主題	研究発表日	研究教科領域等
1	幸町小学校	「徳力向上」に関する研究	自己を見つめ、他者との関わりの中で よりよく生きようとする児童の育成 ～「考え、議論する」道徳授業の実践を通して～	令和8年 11月25日 (水)	道徳科
2	東本郷小学校	「学力向上」に関する研究	個別最適な学びと協働的な学びを通して、 「わかった!」「できた!」が実感できる授業の創造 ～数と計算領域においてつまずきに焦点をあてて～	令和8年 11月26日 (木)	算数科
3	戸塚綾瀬小学校	「学力向上」に関する研究	『自分の考えを適切な言葉で表現できる児童の育成』	令和9年 1月25日(月)	国語科
4	朝日西小学校	「学力向上」に関する研究	共に学び合い、生き生きと主体的に学習する児童の育成 ～楽しく基礎基本を身に付け、「できる!」「わかる!」 を基に自分で考える算数を目指して～	令和9年 1月27日(水)	算数科
5	青木北小学校	「学力向上」に関する研究	「青北GRIT」～自ら粘り強くチャレンジ～	令和9年 2月3日(水)	国語科
6	芝小学校	「学力向上」に関する研究	「よく学ぶ子の育成」 ～特別活動を基盤に、教科特性を生かした 指導の充実を目指して～	令和9年 2月5日(金)	特別活動 算数科 社会科
7	元郷南小学校	「今日的課題」に関する研究	主体的に自信をもって学び合う子供の育成 小学校教科担任制における学級経営（学習規律）の在り方	令和9年 2月9日(火)	教科担任制 国語科 算数科
8	戸塚東小学校	「学力向上」に関する研究	算数科における確かな学力に繋がる 個別最適な学び・協働的な学びの実現に向けて	令和9年 2月12日(金)	算数科

教育長報告（6）

令和8年度川口市立高等学校スーパーサイエンスハイスクール運営指導委員会委員について

- 1 スーパーサイエンスハイスクール（以下「SSH」という。）の趣旨等
先進的な科学技術、理科・数学教育を通して、生徒の科学的な探求能力等を培い、もって、将来国際的に活躍し得る科学技術人材等の育成を図るもの
(1) 令和3年3月25日、文部科学省から川口市立高等学校が指定を受けた。令和8年度は指定5年目。
(2) 指定期間は令和4年度から令和8年度まで。
(3) 来年度以降の継続に向けての申請を本年度行う予定。
- 2 川口市立高等学校SSH運営指導委員会の設置
計画的・効果的にSSH事業を実施するため、その運営に関し、専門的見地から指導、助言を行うことを目的として設置する。

3 委嘱者一覧

No.	所属	氏名	新任/再任
1	中部大学超伝導・持続可能エネルギー研究センター教授	井上 徳之	再任
2	埼玉大学名誉教授	永澤 明	再任
3	聖心女子大学講師、 一般社団法人教育環境デザイン研究所 COREFプロジェクト推進部門研究員	齊藤 萌木	再任
4	お茶の水女子附属中学校 学校長	鳶田 智	再任
5	元東京家政大学教員養成推進室教授	山口 善子	再任
6	国立研究開発法人理化学研究所 仁科加速器科学研究センター センター長	櫻井 博儀	再任

※学識経験者や学校経営に専門的知識を有する者、関係行政機関の職員など高い専門性を有する第三者に委嘱するもの

※令和8年度川口市立高等学校SSH運営指導委員会の開催日程
第1回・第2回ともに調整中（会場：市立高等学校【予定】）

4 任期

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

教育長報告（7）

令和8年度川口市スクールガード・リーダーについて

1 目的

学校や通学路における事件・事故が大きな問題となっている近年の状況を踏まえ、子供たちが安心して教育を受けられるよう、家庭や地域の関係機関・団体と連携しながら、地域ぐるみで効果的・継続的な子供の安全確保に向けた体制を整備することを目的とする。

2 任期

令和8年4月1日 から 令和9年3月31日

	学校名	氏名
1	本町小学校	田原 浩之
2	幸町小学校	武田 邦洋
3	仲町小学校	横田 秀晴
4	上青木小学校	佐々木 良彦
5	元郷小学校	富田 あゆみ
6	飯塚小学校	①池田 政延 ②小泉 正信
7	芝小学校	飯塚 健司
8	新郷小学校	佐藤 充子
9	神根小学校	須藤 麻貴子
10	青木北小学校	高野 光弘
11	領家小学校	北原 嗣久
12	舟戸小学校	荻谷 敏宏
13	十二月田小学校	佐々木 章
14	飯仲小学校	市村 茂樹
15	並木学校	渡部 久子
16	安行小学校	石渡 翠
17	原町小学校	岡田 玉代
18	前川小学校	鈴木 健一
19	戸塚小学校	宮島 美紀子
20	青木中央小学校	関野 真太郎
21	元郷南小学校	瀧田 正弘
22	芝西小学校	天野 剛行
23	芝南小学校	鈴木 美雪
24	神根東小学校	並木 丈士
25	朝日東小学校	大熊 孝次
26	芝富士小学校	福島 英則

	学校名	氏名
27	前川東小学校	池谷 義昭
28	柳崎小学校	川渕 良一
29	芝樋ノ爪小学校	三村 美樹
30	新郷南小学校	兼子 美由紀
31	上青木南小学校	佐瀬 常雄
32	根岸小学校	金室 守久
33	芝中央小学校	大曾根 涼
34	新郷東小学校	春本 庄一郎
35	朝日西小学校	①大塚 文雄 ②有光 洋右
36	慈林小学校	菅野 五郎
37	差間小学校	増田 亨
38	東本郷小学校	渡辺 教子
39	東領家小学校	吉原 範明
40	安行東小学校	小林 進一
41	在家小学校	本多 和子
42	戸塚東小学校	安間 博行
43	戸塚北小学校	櫻井 武光
44	木曾呂小学校	増田 隼人
45	戸塚綾瀬小学校	長 美帆
46	戸塚南小学校	井原 勲
47	鳩ヶ谷小学校	住谷 俊介
48	中居小学校	野々垣 智恵
49	辻小学校	渡邊 裕子
50	里小学校	矢作 興紀
51	桜町小学校	西里 由佳
52	南鳩ヶ谷小学校	木村 麻依子

教育長報告（8）

学校医・学校歯科医・学校薬剤師の解嘱及び委嘱について

【解嘱した者】

氏名	委嘱校	委嘱年月日	解嘱年月日	備考
若林 大樹	新郷南小学校	令和6年4月1日	令和8年3月31日	内科医
益子 紀子	上青木南小学校	平成25年4月1日	令和8年3月31日	内科医
益子 紀子	芝中央小学校	平成8年4月1日	令和8年3月31日	内科医
藤田 泰幸	差間小学校	平成23年4月1日	令和8年3月31日	内科医
藤田 泰幸	木曾呂小学校	平成23年4月1日	令和8年3月31日	内科医
福島 正大	戸塚南小学校	令和7年4月1日	令和8年3月31日	内科医
高橋 創	安行中学校	令和5年4月1日	令和8年3月31日	内科医
長池 博司	戸塚西中学校	平成8年4月1日	令和8年3月31日	内科医
常盤 彩	鳩ヶ谷中学校	令和7年4月1日	令和8年3月31日	内科医
篠原 直哉	市立高校（全）	平成30年4月1日	令和8年3月31日	内科医
長江 厚	市立高校（定）	平成30年4月1日	令和8年3月31日	内科医
飯田 裕太郎	元郷南小学校	平成31年4月1日	令和8年3月31日	眼科医
飯田 裕太郎	上青木南小学校	平成31年4月1日	令和8年3月31日	眼科医
飯田 裕太郎	戸塚東小学校	平成31年4月1日	令和8年3月31日	眼科医
大井 誠一	神根小学校	平成元年4月1日	令和8年3月31日	歯科医
橋口 邦夫	十二月田小学校	昭和60年4月1日	令和8年3月31日	歯科医
長弘 謙樹	元郷南小学校	平成10年4月1日	令和8年3月31日	歯科医
池上 公章	芝南小学校	平成19年4月1日	令和8年3月31日	歯科医
伊藤 昌史	神根東小学校	令和7年4月1日	令和8年3月31日	歯科医
三浦 敦雄	前川東小学校	平成24年4月1日	令和8年3月31日	歯科医

氏名	委嘱校	委嘱年月日	解嘱年月日	備考
川谷内 敬太	芝樋ノ爪小学校	令和6年4月1日	令和8年3月31日	歯科医
大槻 貞加	慈林小学校	昭和52年4月1日	令和8年3月31日	歯科医
大槻 貞加	鳩ヶ谷小学校	昭和55年4月1日	令和8年3月31日	歯科医
鹿島 弘嗣	南中学校	令和7年4月1日	令和8年3月31日	歯科医
高地 豊文	幸並中学校	昭和63年9月1日	令和8年3月31日	歯科医
大泉 康輔	芝東中学校	令和7年4月1日	令和8年3月31日	歯科医
小林 千奈美	原町小学校	令和2年4月1日	令和8年3月31日	薬剤師
北村 聖美	柳崎小学校	昭和56年4月1日	令和8年3月31日	薬剤師
渡邊 優一	在家小学校	平成6年4月1日	令和8年3月31日	薬剤師
鱧屋 壽美	南中学校	令和7年10月1日	令和8年3月31日	薬剤師
北村 聖美	北中学校	昭和60年4月1日	令和8年3月31日	薬剤師
渡邊 優一	岸川中学校	令和2年4月1日	令和8年3月31日	薬剤師
望月 まさみ	里中学校	令和7年10月1日	令和8年3月31日	薬剤師

【委嘱した者】

氏名	委嘱校	委嘱年月日	備考
高橋 雄一	新郷南小学校	令和8年4月1日	新任・内科医
常盤 彩	上青木南小学校	令和8年4月1日	転任・内科医
張 宇	芝中央小学校	令和8年4月1日	新任・内科医
阿部 哲郎	差間小学校	令和8年4月1日	新任・内科医
山田 歩美	木曾呂小学校	令和8年4月1日	新任・内科医

氏 名	委嘱校	委嘱年月日	備考
若林 大樹	戸塚南小学校	令和8年4月1日	兼任・内科医
田中 恵	安行中学校	令和8年4月1日	新任・内科医
立盛 崇裕	戸塚西中学校	令和8年4月1日	新任・内科医
知念 大悟	鳩ヶ谷中学校	令和8年4月1日	新任・内科医
長江 厚	市立高等学校 (全日制)	令和8年4月1日	転任・内科医
神山 八弓	芝園学園中学校	令和8年4月1日	新任・内科医
田近 徳子	芝園学園中学校 陽春分校	令和8年4月1日	兼任・内科医
村上 敬子	元郷南小学校	令和8年4月1日	新任・眼科医
村上 敬子	上青木南小学校	令和8年4月1日	新任・眼科医
村上 敬子	戸塚東小学校	令和8年4月1日	新任・眼科医
加藤 有里	芝園学園中学校	令和8年4月1日	兼任・眼科医
上浦 大輝	芝園学園中学校	令和8年4月1日	兼任・耳鼻科医
小谷 朋子	青木北小学校	令和8年4月1日	新任・歯科医
渡辺 隆志	十二月田小学校	令和8年4月1日	兼任・歯科医
長弘 茂樹	元郷南小学校	令和8年4月1日	兼任・歯科医
河合 貴俊	芝南小学校	令和8年4月1日	新任・歯科医
大泉 康輔	芝富士小学校	令和8年4月1日	新任・歯科医
滝川 万亀子	前川東小学校	令和8年4月1日	兼任・歯科医
堂 智行	芝樋ノ爪小学校	令和8年4月1日	新任・歯科医

氏名	委嘱校	委嘱年月日	備考
伊藤 美緒	慈林小学校	令和8年4月1日	新任・歯科医
渡辺 聡	鳩ヶ谷小学校	令和8年4月1日	兼任・歯科医
中山 敬吾	東中学校	令和8年4月1日	兼任・歯科医
中川 瑠奈	西中学校	令和8年4月1日	兼任・歯科医
大村 基守	南中学校	令和8年4月1日	兼任・歯科医
高地 伸彰	幸並中学校	令和8年4月1日	兼任・歯科医
吉田 菜穂	芝園学園中学校	令和8年4月1日	兼任・歯科医
佐合 正	芝園学園中学校 陽春分校	令和8年4月1日	兼任・歯科医
佐藤 美仁	原町小学校	令和8年4月1日	兼任・薬剤師
松永 光令	柳崎小学校	令和8年4月1日	新任・薬剤師
鹿嶋 康久	在家小学校	令和8年4月1日	兼任・薬剤師
金子 葵	南中学校	令和8年4月1日	新任・薬剤師
永田 直美	北中学校	令和8年4月1日	兼任・薬剤師
福田 万里	岸川中学校	令和8年4月1日	新任・薬剤師
平柳 晃	里中学校	令和8年4月1日	兼任・薬剤師
寺田 美雅	芝園学園中学校	令和8年4月1日	兼任・薬剤師
寺田 美雅	芝園学園中学校 陽春分校	令和8年4月1日	兼任・薬剤師

教育長報告（9）

令和8年度川口市立高等学校スクールカウンセラーについて

1 趣旨

川口市立高等学校に在籍する生徒の教育上の諸問題の解決を図るため、専門的な知識・経験を有する川口市立高等学校スクールカウンセラーが、いじめ、不登校等の問題等に関するカウンセリング等を行う。

2 業務内容

- (1) 生徒へのカウンセリングに関すること。
- (2) 教職員及び保護者に対する助言・援助に関すること。
- (3) 教職員の研修に関すること。
- (4) その他川口市立高等学校の業務及び生徒へのカウンセリング等に関し、適当と認められる事項に関すること。

3 委嘱をする者

氏名	配属先	再・新
土井 一博	川口市立高等学校	再
根本 葉子	川口市立高等学校	再

4 任期

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

教育長報告（10）

令和8年度川口市立高等学校進路カウンセラーについて

1 趣旨

川口市立高等学校に在籍する生徒の進路指導を支援する。

2 業務内容

- (1) 生徒のキャリア意識の啓発に関すること。
- (2) 生徒の進学・就職相談に関すること。
- (3) 進学・求人情報の収集に関すること。
- (4) 進路指導の補助に関すること。

3 委嘱をする者

氏名	配属先	再・新
本橋 彰	川口市立高等学校	再
矢田部 学	川口市立高等学校	再
木田 一彦	川口市立高等学校	再

4 任期

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

議案第26号

川口市教育振興基本計画の策定について
このことについて別紙のとおり議決を求める。

令和8年4月1日提出

川口市教育委員会教育長 井 上 清 之

議案第27号

川口市教育委員会行政手続条例施行規則を廃止する規則について
このことについて別紙のとおり議決を求める。

令和8年4月1日提出

川口市教育委員会教育長 井 上 清 之

川口市教育委員会行政手続条例施行規則を廃止する規則

川口市教育委員会行政手続条例施行規則（平成11年教育委員会規則第5号）は、
廃止する。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

教育委員会行政手続条例施行規則を廃止する規則案要綱

1 廃止の趣旨及び内容

川口市行政手続条例施行規則において、川口市行政手続条例の施行に関し必要な事項が教育委員会についても定められたことから、廃止するもの。

2 施行期日

令和8年4月1日から施行するもの。

3 予算措置

なし

4 その他

(1) 根拠法令又は関係法令

川口市行政手続条例（平成11年条例第8号）

川口市行政手続条例施行規則（平成11年規則第35号）

(2) パブリック・コメント

不要

議案第28号

川口市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則について

このことについて別紙のとおり議決を求める。

令和8年4月1日提出

川口市教育委員会教育長 井 上 清 之

川口市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則

川口市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則（令和7年教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表6の項中「及び兼職又は」を「、兼職、」に改め、「従事」の次に「又は子育て部分休暇」を加える。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

川口市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正の趣旨及び内容

埼玉県为学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正により、小学校就学の始期から9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を持つ学校職員が1日につき2時間を超えない範囲内で取得できる無給の休暇として新設された子育て部分休暇について、市町村の教育委員会が承認することとされたことから、必要な改正を行うもの。

2 施行期日

令和8年4月1日から施行するもの。

3 予算措置

なし

4 その他

(1) 根拠法令又は関係法令

学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年埼玉県条例第28号）

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年埼玉県教育委員会規則第9号）

川口市立小・中学校職員服務規程（昭和32年教育委員会規則第3号）

川口市立高等学校職員服務規程（昭和41年教育委員会規則第2号）

(2) パブリック・コメント

不要

- 川口市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則案新旧対照表
 ○ 川口市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則（令和7年教育委員会規則第4号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
事務の内容		事務の内容	
(略)		(略)	
6 学校職員（川口市学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和47年条例第15号）の適用を受ける川口市立幼稚園の学校職員並びに川口市立小・中学校職員職務規程（昭和32年教育委員会規則第3号）第2条及び川口市立高等学校職員職務規程（昭和41年教育委員会規則第2号）第2条に規定する学校職員をいう。）の職務に専念する義務の免除及び休暇の承認等（育児部分休業、修学部分休業、高齢者部分休業、兼職、 <u>他の</u> 事業等の従事又は子育て部分休業の承認等を除く。）、週休日又は週休日のほかに設ける勤務時間を割り振らない日の振替及び4時間の勤務時間の割振り変更並びに休日の代休日の指定、深夜勤務及び時間外勤務の制限その他服務に関すること。	6 学校職員（川口市学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和47年条例第15号）の適用を受ける川口市立幼稚園の学校職員並びに川口市立小・中学校職員職務規程（昭和32年教育委員会規則第3号）第2条及び川口市立高等学校職員職務規程（昭和41年教育委員会規則第2号）第2条に規定する学校職員をいう。）の職務に専念する義務の免除及び休暇の承認等（育児部分休業、修学部分休業、高齢者部分休業及び兼職又は <u>他の</u> 事業等の従事日のほかに設ける勤務時間を割り振らない日の振替及び4時間の勤務時間の割振り変更並びに休日の代休日の指定、深夜勤務及び時間外勤務の制限その他服務に関すること。	学務課	学務課
(略)		(略)	

議案第29号

川口市教育委員会事務決裁規則の一部を改正する規則について
このことについて別紙のとおり議決を求める。

令和8年4月1日提出

川口市教育委員会教育長 井 上 清 之

川口市教育委員会事務決裁規則の一部を改正する規則

川口市教育委員会事務決裁規則（令和7年教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表第2個別事項2 学校教育部の表学務課の項第13号中「及び高齢者部分休業」を「、高齢者部分休業又は子育て部分休暇」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

川口市教育委員会事務決裁規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正の趣旨及び内容

埼玉県为学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正により、小学校就学の始期から9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を持つ学校職員が1日につき2時間を超えない範囲内で取得できる無給の休暇として新設された子育て部分休暇の承認について、学務課長を専決権者とするもの。

2 施行期日

令和8年4月1日から施行するもの。

3 予算措置

不要

4 その他

(1) 根拠法令又は関係法令

学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年埼玉県条例第28号）

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年埼玉県教育委員会規則第9号）

川口市立小・中学校職員服務規程（昭和32年教育委員会規則第3号）

川口市立高等学校職員服務規程（昭和41年教育委員会規則第2号）

(2) パブリック・コメント

不要

- 川口市教育委員会事務決裁規則の一部を改正する規則案新旧対照表
 ○ 川口市教育委員会事務決裁規則（令和7年教育委員会規則第5号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案		現 行																															
別表第2（第3条関係） 個別事項 1 （略） 2 学校教育部		別表第2（第3条関係） 個別事項 1 （略） 2 学校教育部																															
<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">課名</td> <td rowspan="2">事項</td> <td colspan="4">決裁事項</td> </tr> <tr> <td>教育委員会</td> <td>教育長</td> <td>副教育長</td> <td>専決権者</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>教育長</td> <td>副教育長</td> <td>部長</td> <td>係長</td> </tr> </table>	課名	事項	決裁事項				教育委員会	教育長	副教育長	専決権者			教育長	副教育長	部長	係長	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">課名</td> <td rowspan="2">事項</td> <td colspan="4">決裁事項</td> </tr> <tr> <td>教育委員会</td> <td>教育長</td> <td>副教育長</td> <td>専決権者</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>教育長</td> <td>副教育長</td> <td>部長</td> <td>係長</td> </tr> </table>	課名	事項	決裁事項				教育委員会	教育長	副教育長	専決権者			教育長	副教育長	部長	係長
課名			事項	決裁事項																													
	教育委員会	教育長		副教育長	専決権者																												
		教育長	副教育長	部長	係長																												
課名	事項	決裁事項																															
		教育委員会	教育長	副教育長	専決権者																												
		教育長	副教育長	部長	係長																												
(略) 学務課 1 3 県費負担教職員及び市費負担教職員（以下「教職員」という。）の育児部分休業、 <u>修学部分休業、高年齢者部分休業又は子育て部分休業</u> の承認	(略) 学務課 1 3 県費負担教職員及び市費負担教職員（以下「教職員」という。）の育児部分休業、 <u>修学部分休業、高年齢者部分休業又は子育て部分休業</u> の承認	(略) 学務課 1 3 県費負担教職員及び市費負担教職員（以下「教職員」という。）の育児部分休業、 <u>修学部分休業及び高年齢者部分休業</u> の承認	(略) 学務課 1 3 県費負担教職員及び市費負担教職員（以下「教職員」という。）の育児部分休業、 <u>修学部分休業及び高年齢者部分休業</u> の承認																														

議案第30号

川口市教育局及び教育機関職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程について

このことについて別紙のとおり議決を求める。

令和8年4月1日提出

川口市教育委員会教育長 井 上 清 之

川口市教育局及び教育機関職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程
 川口市教育局及び教育機関職員安全衛生管理規程（平成9年教育委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

川口市教育機関職員安全衛生管理規程

第1条中「川口市教育局及び教育機関」を「川口市の教育機関に属するもの」に、「以下同じ。）に属するものを」を「）を」に改める。

第4条第3項第1号中「教育委員会総括安全衛生管理者」を「教育機関総括安全衛生管理者」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

総括安全衛生管理者

	箇所	名称	充てる者の職
1	教育機関（別表第5に掲げる箇所をいう。以下同じ。）	教育機関総括安全衛生管理者	教育総務部長
2	川口市立学校給食調理場等（職員の勤務する学校給食調理場及び学校給食センターをいう。以下同じ。）	川口市立学校給食調理場等総括安全衛生管理者	学校教育部長

別表第2本庁舎の項を次のように改める。

教育機関	教育機関安全衛生管理者	教育総務課長
------	-------------	--------

別表第3本庁舎の項を次のように改める。

教育機関	教育機関衛生管理者	1人
------	-----------	----

別表第4を次のように改める。

別表第4（第7条関係）

安全衛生推進者

箇所	名称	充てる者の職
----	----	--------

各学校給食センター	安全衛生推進者の前に各学校給食センターの名称を付したもの	各学校給食センター長
各学校給食調理場	安全衛生推進者の前に各学校給食調理場の名称を付したもの	各学校の校長

別表第6本庁舎の項を次のように改める。

教育機関	教育機関産業医	2人
------	---------	----

別表第7本庁舎の項を次のように改める。

教育機関	教育機関安全衛生委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 教育機関総括安全衛生管理者 2 教育機関安全衛生管理者及び教育機関衛生管理者のうちから指名した者 3 教育機関産業医のうちから指名した者 4 教育機関の職員（教育機関を所管する課の職員を含む。以下この表において同じ。）で、安全に関し経験を有するものうちから指名した者 5 教育機関の職員で、衛生に関し経験を有するものうちから指名した者 6 教育機関の職員で、安全又は衛生に関し経験を有するものうちから職員の過半数を代表する者の推薦に基づき指名した者 	教育総務課
------	-------------	---	-------

別表第7川口市立学校給食調理場等の項委員構成の欄に次の1号を加える。

- 6 川口市立学校給食調理場等の職員で、安全又は衛生に関し経験を有するものうちから職員の過半数を代表する者の推薦に基づき指名した者

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

川口市教育局及び教育機関職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程案要綱

1 改正の趣旨及び内容

- (1) 第二本庁舎の開庁に伴い、市の安全衛生管理体制が見直され、令和8年4月1日から、第二本庁舎の教育局職員の安全衛生管理が本庁舎の安全衛生管理に移管されることから、題名を「川口市教育機関職員安全衛生管理規程」とし、必要な改正を行うもの。
- (2) 学校給食調理場の業務委託化の進捗に伴い、総括安全衛生管理者の表及び安全衛生推進者の表を改めるもの。

2 施行期日

令和8年4月1日から施行するもの。

3 予算措置

なし

4 その他

- (1) 根拠法令又は関係法令
労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
川口市職員安全衛生管理規程（平成7年訓令第25号）
- (2) パブリック・コメント
不要

- 川口市教育局及び教育機関職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程案新旧対照表
 ○ 川口市教育局及び教育機関職員安全衛生管理規程（平成9年教育委員会規程第1号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>川口市教育機関職員安全衛生管理規程</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）に基づき、職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職の職員で常時勤務に服する職員のうち川口市の教育機関に属するもの（川口市立の学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいう。）に属する教職員を除く。）をいう。）の安全及び健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進するため必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(総括安全衛生管理者)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 総括安全衛生管理者の職務は次のとおりとする。</p> <p>(1) 教育機関総括安全衛生管理者は、安全衛生管理者を指揮し、法第10条第1項各号に掲げる業務を総括管理する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>別表第1（第4条関係） 総括安全衛生管理者</p>	<p>川口市教育局及び教育機関職員安全衛生管理規程</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）に基づき、職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職の職員で常時勤務に服する職員のうち川口市教育局及び教育機関（川口市立の学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいう。）に属する教職員を除く。以下同じ。）に属するものという。）の安全及び健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進するため必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(総括安全衛生管理者)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 総括安全衛生管理者の職務は次のとおりとする。</p> <p>(1) 教育委員会総括安全衛生管理者は、安全衛生管理者を指揮し、法第10条第1項各号に掲げる業務を総括管理する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>別表第1（第4条関係） 総括安全衛生管理者</p>
<p>箇所</p> <p>名称</p> <p>充てらる者の職</p>	<p>箇所</p> <p>名称</p> <p>充てらる者の職</p>

1	本庁舎（教育政策室、教育総務課、生涯学習課、スポーツ課、庶務課、学務課、指導課及び学校保健課をい、別表第5に掲げる箇所を含む。以下同じ。）	教育委員会総括安全衛生管理者	教育総務部長
2	川口市立学校給食調理場（飯塚小学校、新郷小学校、神根小学校、安行小学校、原町小学校、芝西小学校、差間小学校、戸塚南小学校、鳩ヶ谷小学校、中居小学校及びびり小学校の給食調理場をいう。）、新郷学校給食センター、南平学校給食センター及びび元郷学校給食センター（以下「川口市立学校給食調理場等」という。）	川口市立学校給食調理場等総括安全衛生管理者	学校教育部長

別表第2（第4条の2関係）
安全衛生管理者

箇所	名称	充てる者の職
本庁舎	教育委員会安全衛生管理者	教育総務課長

別表第3（第6条関係）
衛生管理者

1	教育機関（別表第5に掲げる箇所をいう。以下同じ。）	教育機関総括安全衛生管理者	教育総務部長
2	川口市立学校給食調理場等（職員の勤務する学校給食調理場及び学校給食センターをいう。以下同じ。）	川口市立学校給食調理場等総括安全衛生管理者	学校教育部長

別表第2（第4条の2関係）
安全衛生管理者

箇所	名称	充てる者の職
教育機関	教育機関安全衛生管理者	教育総務課長

別表第3（第6条関係）
衛生管理者

箇所	名称	人数
教育機関	教育機関衛生管理者	1人
(略)		

別表第4 (第7条関係)
安全衛生推進者

箇所	名称	充てる者の職
各学校給食センター	安全衛生推進者の前に各学校給食センターの名称を付したのもの	各学校給食センター長
各学校給食調理場	安全衛生推進者の前に各学校給食調理場の名称を付したのもの	各学校の校長

箇所	名称	人数
本庁舎	教育委員会衛生管理者	1人
(略)		

別表第4 (第7条関係)
安全衛生推進者

箇所	名称	充てる者の職
新郷学校給食センター	新郷学校給食センター安全衛生推進者	新郷学校給食センター所長
南平学校給食センター	南平学校給食センター安全衛生推進者	南平学校給食センター所長
元郷学校給食センター	元郷学校給食センター安全衛生推進者	元郷学校給食センター所長
飯塚小学校給食調理場	飯塚小学校給食調理場安全衛生推進者	飯塚小学校校長
新郷小学校給食調理場	新郷小学校給食調理場安全衛生推進者	新郷小学校校長
神根小学校給食調理場	神根小学校給食調理場安全衛生推進者	神根小学校校長
安行小学校給食調理場	安行小学校給食調理場安全衛生推進者	安行小学校校長
原町小学校給食調理場	原町小学校給食調理場安全衛生推進者	原町小学校校長
芝西小学校給食調理場	芝西小学校給食調理場安全衛生推進者	芝西小学校校長

推進者	
差間小学校給食調理場	差間小学校給食調理場安全衛生推進者 差間小学校長
戸塚南小学校給食調理場	戸塚南小学校給食調理場安全衛生推進者 戸塚南小学校長
鳩ヶ谷小学校給食調理場	鳩ヶ谷小学校給食調理場安全衛生推進者 鳩ヶ谷小学校長
中居小学校給食調理場	中居小学校給食調理場安全衛生推進者 中居小学校長
里小学校給食調理場	里小学校給食調理場安全衛生推進者 里小学校長

別表第6（第9条関係）
産業医

箇所	名称	人数
教育機関	教育機関産業医	2人
(略)		

別表第7（第11条関係）
安全衛生委員会

箇所	名称	委員構成	庶務担当
教育機関	教育機関安全衛生委員会	1 教育機関総括安全衛生管理者 2 教育機関安全衛生管理者及び教育機関衛生管理者のうちから指名した者	教育総務課

箇所	名称	人数
本庁舎	教育委員会産業医	2人
(略)		

別表第7（第11条関係）
安全衛生委員会

箇所	名称	委員構成	庶務担当
本庁舎	教育委員会安全衛生委員会	1 教育委員会総括安全衛生管理者 2 教育委員会安全衛生管理者及び教育委員会衛生管理者のうちから指名した者	教育総務課

川口市立 学校給食 調理場等	川口市立学 校給食調理 場等安全衛 生委員会	<p>3 <u>教育機関産業医のうちから指名した者</u></p> <p>4 <u>教育機関の職員（教育機関を所管する課の職員を含む。以下この表において同じ。）で、安全に関し経験を有するものうちから指名した者</u></p> <p>5 <u>教育機関の職員で、衛生に関し経験を有するものうちから指名した者</u></p> <p>6 <u>教育機関の職員で、安全又は衛生に関し経験を有するものうちから職員の過半数を代表する者の推薦に基づき指名した者</u></p>	学校保健課
川口市立 学校給食 調理場等	川口市立学 校給食調理 場等安全衛 生委員会	<p>3 <u>教育委員会産業医のうちから指名した者</u></p> <p>4 <u>本庁舎の職員で、安全に関し経験を有するものうちから指名した者</u></p> <p>5 <u>本庁舎の職員で、衛生に関し経験を有するものうちから指名した者</u></p>	学校保健課

議案第 33 号

川口市学校運営協議会委員を委嘱・任命することについて

川口市学校運営協議会委員に別紙の者を委嘱・任命するため、川口市学校運営協議会規則（平成 21 年教育委員会規則第 1 号）第 6 条の規定により議決を求める。

令和 8 年 4 月 1 日提出

川口市教育委員会教育長 井 上 清 之

1 委嘱・任命するもの

(1) 川口市立本町小学校

No.	氏名	規則第6条関係	任期
1	黒木 芳弘	教頭	令和9年3月31日

(2) 川口市立幸町小学校

No.	氏名	規則第6条関係	任期
1	武田 邦洋	令和7年度PTA会長	令和10年3月31日
2	河口 典久	校長	令和9年3月31日
3	河内 慎一	幸栄公民館長	令和9年3月31日

(3) 川口市立仲町小学校

No.	氏名	規則第6条関係	任期
1	齋藤 雅春	PTA会長	令和10年3月31日
2	関川 修	仲3町会長	令和10年3月31日
3	神山 則幸	元川口市教育委員会教育長	令和10年3月31日
4	久米本 雅章	北町町会長	令和10年3月31日
5	小野寺 秀明	川口市子ども会連絡協議会顧問 川口市教育委員会委員	令和10年3月31日
6	遠山 健一	仁志二町会長	令和10年3月31日
7	岡田 真理子	主任児童委員	令和10年3月31日
8	荻島 正拡	仁志1町会長	令和10年3月31日
9	千島 久光	仲町小学校ポパイの会 (おやじの会) 会長	令和10年3月31日
10	井出 真之	教頭	令和10年3月31日
11	森岡 翔平	主幹教諭	令和10年3月31日

No.	氏名	規則第6条関係	任期
12	新井 恵	校長	令和10年3月31日

(4) 川口市立上青木小学校

No.	氏名	規則第6条関係	任期
1	亀卦川 学	元PTA会長	令和10年3月31日
2	佐藤 秀樹	前PTA会長	令和10年3月31日
3	加藤 宏和	現PTA会長	令和10年3月31日
4	高山 亮太	主幹教諭	令和9年3月31日

(5) 川口市立元郷小学校

No.	氏名	規則第6条関係	任期
1	金子 静枝	元郷5丁目町会長	令和10年3月31日
2	栗原 真澄	元PTA副会長 学校関係者評価委員	令和10年3月31日
3	片野 俊彦	元郷6丁目町会長	令和10年3月31日
4	五十嵐 晃	元PTA副会長	令和10年3月31日
5	平田 敦子	元学校評議員 学校関係者評価委員 元主任児童委員	令和10年3月31日
6	糸井 康洋	現PTA会長	令和10年3月31日
7	今井 哲也	元学校評議員 学校関係者評価委員	令和10年3月31日
8	岩見 悟	新井町町会長	令和10年3月31日
9	仁平 義一	元PTA会長	令和10年3月31日
10	川中子 晃司	弥平一丁目町会長	令和10年3月31日
11	山平 荘輔	元郷中PTA副会長	令和10年3月31日

No.	氏名	規則第6条関係	任期
12	福田 一之	南平公民館長	令和10年3月31日
13	大高 珠恵	教頭	令和10年3月31日
14	横尾 修平	主幹教諭	令和10年3月31日
15	根本 広徳	校長	令和10年3月31日

(6) 川口市立飯塚小学校

No.	氏名	規則第6条関係	任期
1	松沢 義則	元PTA会長	令和10年3月31日
2	内藤 百合子	飯塚1丁目町会育成部長	令和10年3月31日
3	中島 一行	飯塚2丁目町会長	令和10年3月31日
4	市川 美恵子	元主任児童委員	令和10年3月31日
5	守屋 義夫	飯三町会長	令和10年3月31日
6	大川 晃司	飯塚1丁目町会長	令和10年3月31日
7	小泉 正信	スクールガード	令和10年3月31日
8	池田 政延	スクールガードリーダー	令和10年3月31日
9	佐藤 秀雄	校長	令和10年3月31日
10	平野 裕子	教頭	令和10年3月31日
11	福田 一太郎	主幹教諭	令和10年3月31日

(7) 川口市立芝小学校

No.	氏名	規則第6条関係	任期
1	松波 良晃	清月幼稚園園長 元PTA会長 周年記念実行委員長	令和10年3月31日

No.	氏名	規則第6条関係	任期
2	福馬 晃	辻町会長	令和10年3月31日
3	植杉 勝紀	学校応援団コーディネーター 主任児童委員	令和10年3月31日
4	間々田 和博	元PTA会長 宮根町会長	令和10年3月31日
5	平田 輝久	元PTA会長 辻町会長	令和10年3月31日
6	浅野 浩司	避難所開設防災本部長 芝中田町会長	令和10年3月31日
7	海野 祐子	学校図書館司書・主任児童委員	令和10年3月31日
8	上田 真奈美	芝児童館長	令和10年3月31日
9	石黒 裕也	教頭	令和10年3月31日
10	舟戸 希公郎	教務主任	令和10年3月31日
11	櫻井 秀子	校長	令和10年3月31日

(8) 川口市立新郷小学校

No.	氏名	規則第6条関係	任期
1	李 济国	新郷小キッズサポーター会長	令和10年3月31日
2	浅見 めぐみ	地域学校協働活動推進員	令和10年3月31日
3	糸数 摩美	地域学校協働活動推進員	令和10年3月31日
4	橋爪 優	校長	令和10年3月31日
5	大澤 陽久	事務主幹	令和10年3月31日
6	西野 翼	主幹教諭	令和10年3月31日
7	植野 正朗	教頭	令和10年3月31日

(9) 川口市立神根小学校

No.	氏名	規則第6条関係	任期
1	河西 和美	神根保育所所長	令和10年3月31日
2	金子 眞一	見沼町会長	令和10年3月31日
3	安藤 浩子	P T A顧問 学校応援団コーディネーター	令和10年3月31日
4	長谷川 稔	民生委員	令和10年3月31日
5	濱野 隆次	西新井宿第2町会長	令和10年3月31日
6	福村 正美	神戸町会長	令和10年3月31日
7	奥田 誠	諏訪山町会長	令和10年3月31日
8	川村 良幸	事務主事	令和10年3月31日
9	山形 崇	校長	令和10年3月31日
10	赤松 祐介	教頭	令和10年3月31日
11	水澤 静男	神根公民館長	令和10年3月31日

(10) 川口市立青木北小学校

No.	氏名	規則第6条関係	任期
1	飯田 重樹	青木町五丁目町会長	令和10年3月31日
2	福田 宣幸	P T A会長	令和10年3月31日
3	岩澤 幸雄	青木町4丁目町会長	令和10年3月31日
4	亀山 義光	教頭	令和9年3月31日

(11) 川口市立領家小学校

No.	氏名	規則第6条関係	任期
1	久保田 眞一	文教大学講師・元小学校長	令和10年3月31日

No.	氏名	規則第6条関係	任期
2	矢作 一夫	領家二丁目町会長	令和10年3月31日
3	山形 勇	領家3丁目町会副町会長	令和10年3月31日
4	伊藤 教一	P T A会長	令和10年3月31日
5	佐藤 幸子	領家保育所長	令和10年3月31日
6	荻野目 和雄	領家4・5丁目町会長	令和10年3月31日
7	風間 実弥子	松葉幼稚園園長	令和10年3月31日
8	加藤 健司	領家3丁目町会長	令和10年3月31日
9	鹿島 夏望	P T A幹事	令和10年3月31日
10	深尾 純子	教頭	令和10年3月31日
11	浦田 雅哉	教務主任	令和10年3月31日

(12) 川口市立舟戸小学校

No.	氏名	規則第6条関係	任期
1	荻谷 敏宏	前川口1丁目町会長 スクールガードリーダー	令和10年3月31日
2	齋藤 正也	前川口2丁目町会長	令和10年3月31日
3	田中 良夫	前川口1丁目町会長 民生委員	令和10年3月31日
4	熊木 義尚	金山町町会長	令和10年3月31日
5	渡辺慎一郎	P T A会長	令和10年3月31日
6	子安 章子	主任児童委員	令和10年3月31日
7	駒崎 弘匡	校長	令和10年3月31日
8	伊東 よお子	主幹教諭	令和10年3月31日
9	田村 健一	教頭	令和10年3月31日

(13) 川口市立十二月田小学校

No.	氏名	規則第6条関係	任期
1	姫野 久実子	元学校評議員	令和10年3月31日
2	中山 奈美	学校応援団コーディネーター代表	令和10年3月31日
3	榎本 弘法	元PTA会長 末広2丁目自治会長	令和10年3月31日
4	小倉 竜治	PTA会長	令和10年3月31日
5	下川 孝博	元学校評議員	令和10年3月31日
6	石島 将也	主幹教諭	令和10年3月31日
7	荒井 倫彦	教頭	令和10年3月31日
8	篠崎 弘敬	校長	令和10年3月31日

(14) 川口市立飯仲小学校

No.	氏名	規則第6条関係	任期
1	山縣 美緒	錦町町会役員	令和10年3月31日
2	杉山 こずえ	教頭	令和10年3月31日
3	田村 光隆	主幹教諭	令和9年3月31日

(15) 川口市立並木小学校

No.	氏名	規則第6条関係	任期
1	富澤 直敏	並木町1丁目町会長	令和10年3月31日
2	菊池 正美	並木四丁目町会副町会長	令和10年3月31日
3	山野 栄三郎	主任児童委員	令和10年3月31日
4	小林 友子	人権擁護委員	令和10年3月31日
5	井上 久美子	元学校評議員	令和10年3月31日

No.	氏名	規則第6条関係	任期
6	梅津 一義	並木3丁目町会長	令和10年3月31日
7	金久保 朋就	P T A会長	令和10年3月31日
8	安東 晃	並木二丁目町会長	令和10年3月31日
9	黒澤 誠	校長	令和10年3月31日
10	金井 信吾	主幹教諭	令和10年3月31日
11	服部 豊	教頭	令和10年3月31日

(16) 川口市立安行小学校

No.	氏名	規則第6条関係	任期
1	石井 百合江	元民生委員・児童委員	令和10年3月31日
2	平岡 仁	安行原町会長	令和10年3月31日
3	石渡 翠	P T A会長	令和10年3月31日
4	田中 一宏	元学校評議員 元川口市教育委員長	令和10年3月31日
5	金杉 順一	元P T A会長 学校応援団コーディネーター	令和10年3月31日
6	根本 智可子	元学校評議員 安行東光幼稚園理事長	令和10年3月31日
7	中田 知加	元学校評議員 安行原育成部子ども会会長	令和10年3月31日
8	横川 孝司	安行小山町会長	令和10年3月31日
9	桑原 武夫	安行北谷町会長	令和10年3月31日
10	高橋 一	安行地区民生委員児童委員協議会 会長	令和10年3月31日
11	関根 光一	教頭	令和10年3月31日

(17) 川口市立原町小学校

No.	氏名	規則第6条関係	任期
1	浅倉 利行	宮町町会長	令和10年3月31日
2	濱田 義彦	後援会長	令和10年3月31日
3	小野寺 良	前PTA会長	令和10年3月31日
4	渡部 彰	緑町町会長	令和10年3月31日
5	遠山 茂	南町町会長	令和10年3月31日
6	西川 充恵	主任児童委員	令和10年3月31日
7	岡田 玉代	学校応援団コーディネーター	令和10年3月31日
8	志村 美香子	原町町会育成部長	令和10年3月31日
9	駒崎 浩	原町町会長	令和10年3月31日
10	乗田 裕史	主幹教諭	令和10年3月31日
11	平井 悠一	教頭	令和10年3月31日
12	秋山 之信	校長	令和10年3月31日

(18) 川口市立前川小学校

No.	氏名	規則第6条関係	任期
1	二戸 眞一	50会会長	令和10年3月31日
2	熊谷 泰治	PTA顧問	令和10年3月31日
3	佐藤 孝洋	PTA会長	令和10年3月31日
4	鹿野 泰史	教頭	令和9年3月31日

(19) 川口市立戸塚小学校

No.	氏名	規則第6条関係	任期
1	園部 隆男	行衛町会長	令和10年3月31日
2	小林 博武	教育関係者	令和10年3月31日
3	山岡 章子	民生委員・児童委員	令和10年3月31日
4	倉持 正次	民生委員・児童委員	令和10年3月31日
5	米山 崇史	前PTA会長	令和10年3月31日
6	久保田 陽子	民生委員・児童委員	令和10年3月31日
7	衛藤 正純	上戸塚町会副町会長	令和10年3月31日
8	蓮見 克美	上戸塚町会副町会長	令和10年3月31日
9	石下 貴久	PTA会長	令和10年3月31日
10	菊池 直樹	校長	令和10年3月31日
11	北川 智之	教頭	令和10年3月31日
12	和田 俊	主幹教諭	令和10年3月31日

(20) 川口市立青木中央小学校

No.	氏名	規則第6条関係	任期
1	三宅 ゆうみ	主幹教諭	令和9年3月31日

(21) 川口市立元郷南小学校

No.	氏名	規則第6条関係	任期
1	進藤 温美	南平保育園園長	令和10年3月31日
2	佐伯 大介	主幹教諭	令和10年3月31日

(22) 川口市立芝西小学校

No.	氏名	規則第6条関係	任期
1	吉田 忠勝	学校薬剤師	令和10年3月31日
2	長谷川 正	現芝西っ子サポーターズ会長	令和10年3月31日
3	浦邊 敏夫	小谷場町会長	令和10年3月31日
4	三上 綾子	現PTA副会長	令和10年3月31日
5	天野 剛行	スクールガードリーダー	令和10年3月31日
6	須賀 正規	芝塚原町会副会長	令和10年3月31日
7	近藤 智明	元PTA会長	令和10年3月31日
8	吉田 定次	芝鶴ヶ丸町会役員	令和10年3月31日
9	猿橋 武司	芝西中学校長	令和10年3月31日
10	小川 巧	教頭	令和10年3月31日
11	片倉 有紀	小谷場中学校長	令和10年3月31日
12	山内 裕貴	教務主任	令和10年3月31日
13	小久保 理恵	校長	令和10年3月31日

(23) 川口市立芝南小学校

No.	氏名	規則第6条関係	任期
1	半沢 由美子	PTA役員副会長	令和9年3月31日
2	増田 真二	教頭	令和9年3月31日

(24) 川口市立神根東小学校

No.	氏名	規則第6条関係	任期
1	並木 丈士	学校応援団	令和10年3月31日

No.	氏名	規則第6条関係	任期
2	張替 洋一	元PTA会長	令和10年3月31日
3	高須 裕樹	元PTA会長	令和10年3月31日
4	田中 一吉	前PTA会長	令和10年3月31日
5	山崎 万理	主任児童委員	令和10年3月31日
6	三枝木 國記	元石神下区町会長	令和10年3月31日
7	近藤 久江	元小学校長	令和10年3月31日
8	蓑輪 隼人	現PTA会長	令和10年3月31日
9	三浦 大助	校長	令和10年3月31日
10	遠藤 崇寛	教頭	令和10年3月31日
11	元田 博文	教務主任	令和10年3月31日
12	遠藤 早苗	事務主事	令和10年3月31日

(25) 川口市立朝日東小学校

No.	氏名	規則第6条関係	任期
1	金澤 由美	民生委員	令和10年3月31日
2	大熊 孝次	末広3丁目町会長 スクールガードリーダー	令和10年3月31日
3	福田 由美子	元小学校長・学識経験者	令和10年3月31日
4	丸山 智也	主任児童委員	令和10年3月31日
5	春川 嘉孝	校長	令和10年3月31日
6	後藤 清仁	教頭	令和10年3月31日

(26) 川口市立芝富士小学校

No.	氏名	規則第6条関係	任期
1	海野 祐子	民生児童委員 元PTA本部役員	令和10年3月31日
2	荒井 恵美子	民生委員 学校応援団 元PTA本部役員	令和10年3月31日
3	椎名 強	学校応援団	令和10年3月31日
4	佐藤 信夫	学校応援団 見守りボランティア	令和10年3月31日
5	伊藤 一晃	芝富士町会長	令和10年3月31日
6	武田 秀司	芝園ハイツ自治会長	令和10年3月31日
7	田邊 良家	芝園団地自治会長	令和10年3月31日
8	佐藤 彰典	教頭	令和10年3月31日
9	加藤 智美	校長	令和10年3月31日
10	片井 完和	教務主任	令和10年3月31日

(27) 川口市立前川東小学校

No.	氏名	規則第6条関係	任期
1	野口 政昭	前川2丁目町会長	令和10年3月31日
2	新関 裕二	PTA会長	令和10年3月31日
3	岩谷 三郎	前川中央商店会会長	令和10年3月31日
4	本橋 克展	清泉幼稚園園長	令和10年3月31日
5	及川 修	前川3丁目町会長	令和10年3月31日
6	庵地 眞見	前川地区民生委員 児童委員協力員	令和10年3月31日
7	池谷 義昭	スクールガードリーダー	令和10年3月31日

No.	氏名	規則第6条関係	任期
8	今泉 和江	学校応援団コーディネーター	令和10年3月31日
9	越田 直孝	教頭	令和10年3月31日
10	小野寺 啓太	校長	令和10年3月31日
11	後藤 陽翔	主幹教諭	令和10年3月31日

(28) 川口市立柳崎小学校

No.	氏名	規則第6条関係	任期
1	反町 哲人	主幹教諭	令和9年3月31日

(29) 川口市立芝樋ノ爪小学校

No.	氏名	規則第6条関係	任期
1	猿橋 武司	川口市立芝西中学校校長	令和9年3月31日
2	伊藤 元洋	教頭	令和9年3月31日

(30) 川口市立新郷南小学校

No.	氏名	規則第6条関係	任期
1	小林 和八	元PTA会長	令和10年3月31日
2	中村 浩幸	元PTA会長 江戸袋町会副町会長	令和10年3月31日
3	峯岸 寅太郎	民生児童委員	令和9年3月31日
4	小須田 俊之	PTA会長	令和10年3月31日
5	鈴木 三枝子	主任児童委員	令和10年3月31日
6	古川 早苗	民生児童委員	令和10年3月31日
7	安田 道桜	主幹教諭	令和10年3月31日

No.	氏名	規則第6条関係	任期
8	関口 真仁	校長	令和10年3月31日
9	内山 祥平	教頭	令和10年3月31日

(31) 川口市立上青木南小学校

No.	氏名	規則第6条関係	任期
1	小石 雄一	上青木南町会長	令和10年3月31日

(32) 川口市立芝中央小学校

No.	氏名	規則第6条関係	任期
1	平田 界子	SRC副会長	令和10年3月31日
2	古田島 義和	民生委員	令和10年3月31日
3	大曾根 涼	SRC会長	令和10年3月31日
4	大島 航	SRC保護者チーム代表	令和10年3月31日
5	矢作 邦男	芝下町会長	令和10年3月31日
6	矢作 忠亮	川口さかえ幼稚園園長	令和10年3月31日
7	正木 康夫	元PTA会長	令和10年3月31日
8	井上 祐介	主幹教諭	令和10年3月31日
9	中島 大樹	教頭	令和10年3月31日
10	池田 光伸	校長	令和10年3月31日

(33) 川口市立新郷東小学校

No.	氏名	規則第6条関係	任期
1	漆山 隆	前社会福祉協議会会長	令和10年3月31日
2	中川 光恵	主任児童委員	令和10年3月31日

No.	氏名	規則第6条関係	任期
3	大場 茂樹	新堀町会長	令和10年3月31日
4	石上 瞳	P T A副会長	令和10年3月31日
5	新井 秀樹	P T A会長	令和10年3月31日
6	伊藤 雄一	元P T A会長	令和10年3月31日
7	新井 孝史	元P T A会長	令和10年3月31日
8	風間 正弘	教務主任	令和10年3月31日
9	河野 通昭	教頭	令和10年3月31日
10	高橋 義樹	校長	令和10年3月31日
11	三井 敦子	事務主査	令和10年3月31日

(34) 川口市立朝日西小学校

No.	氏名	規則第6条関係	任期
1	浅倉 久美子	学校応援団コーディネーター	令和10年3月31日
2	岸田 新一	朝日3丁目町会長	令和10年3月31日
3	中村 信幸	元P T A会長 朝日4丁目町会長	令和10年3月31日
4	清水 広美	朝日地区民生委員・児童委員	令和10年3月31日
5	樽林 由美	元主任児童委員	令和10年3月31日
6	下河 由紀	学校応援団	令和10年3月31日
7	吉田 勝美	教頭	令和10年3月31日
8	佐藤 哲也	校長	令和10年3月31日

(35) 川口市立慈林小学校

No.	氏名	規則第6条関係	任期
1	矢作 洋	みどりが丘町会長	令和10年3月31日
2	清水 勝雄	安行さつきが丘町会長	令和10年3月31日
3	浅田 民子	主任児童委員	令和10年3月31日
4	菅野 五郎	スクールガードリーダー	令和10年3月31日
5	元山 宥寿	安行慈林町会副町会長	令和10年3月31日
6	小柳 篤志	主幹教諭	令和10年3月31日
7	久保 賀子	教頭	令和10年3月31日
8	石原 昌治	校長	令和10年3月31日

(36) 川口市立差間小学校

No.	氏名	規則第6条関係	任期
1	織本 寛之	校長	令和9年3月31日
2	酒寄 誠	主幹教諭	令和9年3月31日

(37) 川口市立東本郷小学校

No.	氏名	規則第6条関係	任期
1	鈴木 國雄	元PTA会長	令和10年3月31日
2	佐藤 飛太	PTA役員	令和9年3月31日
3	鵜飼 勝	本蓮町会役員	令和10年3月31日
4	平田 真澄	教頭	令和9年3月31日
5	石橋 拓也	主幹教諭	令和9年3月31日

(38) 川口市立東領家小学校

No.	氏名	規則第6条関係	任期
1	米澤 基宏	校長	令和9年3月31日

(39) 川口市立安行東小学校

No.	氏名	規則第6条関係	任期
1	星川 重治	教頭	令和9年3月31日
2	浅賀 智幸	主幹教諭	令和9年3月31日

(40) 川口市立在家小学校

No.	氏名	規則第6条関係	任期
1	坂本 圭一郎	教頭	令和9年3月31日

(41) 川口市立戸塚東小学校

No.	氏名	規則第6条関係	任期
1	三津石 妙	元学校評議員	令和10年3月31日
2	和田 ひとみ	戸塚地区主任児童委員	令和10年3月31日
3	福地 啓太	おやじの会代表	令和10年3月31日
4	鈴木 範明	元学校評議員	令和10年3月31日
5	中島 千鶴子	元学校評議員	令和10年3月31日
6	永野 孝生	上戸塚町会副町会長	令和10年3月31日
7	関 和博	上戸塚町会副町会長	令和10年3月31日
8	安島 高史	校長	令和10年3月31日
9	加藤 英樹	主幹教諭	令和10年3月31日
10	小畔 拓	教頭	令和10年3月31日

(42) 川口市立戸塚北小学校

No.	氏名	規則第6条関係	任期
1	小林 博武	退職校長会会長	令和10年3月31日
2	森川 智道	前PTA会長	令和10年3月31日
3	羽鳥 好夫	元民生委員	令和10年3月31日
4	伊藤 直樹	PTA会長	令和10年3月31日
5	籠口 竹蔵	一本木町会長	令和10年3月31日
6	厚川 葉子	戸塚地区民生児童委員協議会会長	令和10年3月31日
7	荒居 輝男	佐藤町会長	令和10年3月31日
8	押田 善司	元平沼町会長・元PTA会長	令和10年3月31日
9	櫻井 充	上戸塚町会副町会長	令和10年3月31日
10	鹿田 大輔	校長	令和10年3月31日
11	西村 桂子	主幹教諭	令和10年3月31日
12	本橋 浩之	教頭	令和10年3月31日

(43) 川口市立木曾呂小学校

No.	氏名	規則第6条関係	任期
1	田村 祐一	元PTA副会長	令和9年3月31日
2	水野 愛	主幹教諭	令和9年3月31日
3	向井 剛生	教頭	令和9年3月31日

(44) 川口市立戸塚綾瀬小学校

No.	氏名	規則第6条関係	任期
1	小林 花子	地域学校協働活動推進員	令和10年3月31日

No.	氏名	規則第6条関係	任期
2	梶本 美岐	教頭	令和9年3月31日
3	村上 幸弘	主幹教諭	令和10年3月31日

(45) 川口市立戸塚南小学校

No.	氏名	規則第6条関係	任期
1	澤部 拓	主幹教諭	令和10年3月31日
2	高橋 伸治	教頭	令和9年3月31日

(46) 川口市立鳩ヶ谷小学校

No.	氏名	規則第6条関係	任期
1	中西 友紀江	元PTA会長	令和10年3月31日
2	富山 益光	校長	令和9年3月31日
3	半田 琢巳	主幹教諭	令和9年3月31日

(47) 川口市立中居小学校

No.	氏名	規則第6条関係	任期
1	大石 喜代江	民生委員	令和10年3月31日
2	石川 みち子	南鳩ヶ谷1丁目自治会長	令和10年3月31日
3	遠藤 啓一	南鳩ヶ谷3丁目自治会長	令和10年3月31日
4	高橋 宣光	学区内幼稚園長	令和10年3月31日
5	川崎 剛	PTA会長	令和10年3月31日
6	山岡 大亜	元PTA会長	令和10年3月31日
7	雨宮 純子	主任児童委員	令和10年3月31日
8	岡本 賢一	校長	令和10年3月31日

No.	氏名	規則第6条関係	任期
9	山崎 幹	教頭	令和10年3月31日
10	小林 崇	教頭	令和10年3月31日
11	唐津 翔	主幹教諭	令和10年3月31日

(48) 川口市立辻小学校

No.	氏名	規則第6条関係	任期
1	新井 悠乃	前PTA会長	令和10年3月31日
2	太田 寛子	PTA会長	令和10年3月31日
3	高橋 孝枝	元学校評議員	令和10年3月31日
4	大房 明美	主任児童委員	令和10年3月31日
5	佐々木 哲夫	南鳩ヶ谷7丁目子供会会長	令和10年3月31日
6	鈴木 松男	南鳩ヶ谷7丁目自治会長	令和10年3月31日
7	岩間 武雄	学校開放委員長	令和10年3月31日
8	舘野 洋子	元学校評議員 学校応援団コーディネーター	令和10年3月31日
9	肥留間 広幸	元学校評議員	令和10年3月31日
10	齊藤 金藏	辻自治会長	令和10年3月31日
11	石田 博子	元学校評議員	令和10年3月31日
12	渡邊 裕子	スクールガードリーダー	令和10年3月31日
13	肥田 幸則	主幹教諭	令和10年3月31日
14	上條 太一	教頭	令和10年3月31日
15	近藤 百合	校長	令和10年3月31日

(49) 川口市立里小学校

No.	氏名	規則第6条関係	任期
1	矢作 興紀	スクールガードリーダー	令和10年3月31日
2	作田 美和	前PTA会長	令和10年3月31日
3	斉藤 公政	里諏訪山自治会長	令和10年3月31日
4	臨海 美和	シャルマンコーポ鳩ヶ谷 自治会長	令和10年3月31日
5	遠藤 英二	桜町1丁目自治会長	令和10年3月31日
6	折田 英哉	朝日プラザ鳩ヶ谷会長	令和10年3月31日
7	渡部 健	教頭	令和9年3月31日

(50) 川口市立桜町小学校

No.	氏名	規則第6条関係	任期
1	土屋 牧子	PTA会長	令和9年3月31日

(51) 川口市立南鳩ヶ谷小学校

No.	氏名	規則第6条関係	任期
1	脇田 悠弥子	PTA会長	令和9年3月31日
2	北原 学	元PTA会長	令和9年3月31日

(52) 川口市立東中学校

No.	氏名	規則第6条関係	任期
1	吉安 優子	保護司	令和10年3月31日
2	橋本 健吾	PTA顧問	令和10年3月31日
3	関根 和雄	避難所本部長・赤井町会長	令和10年3月31日
4	鈴木 三枝子	主任児童委員	令和10年3月31日

No.	氏名	規則第6条関係	任期
5	寺本 正和	民生委員・児童委員会 東本郷台町会長	令和10年3月31日
6	須賀 俊也	P T A顧問	令和10年3月31日
7	峯岸 寅太郎	民生委員・児童委員副会長	令和10年3月31日
8	小林 也寸喬	P T A会長	令和10年3月31日
9	西牧 環	主幹教諭	令和10年3月31日
10	金杉 博美	校長	令和10年3月31日
11	酒井 佑樹	教頭	令和10年3月31日

(53) 川口市立西中学校

No.	氏名	規則第6条関係	任期
1	寺坂 美奈子	元P T A会長	令和10年3月31日
2	西川 充恵	主任児童委員	令和10年3月31日
3	小出 喜代子	校長	令和10年3月31日
4	長尾 光一	教頭	令和10年3月31日
5	松村 一人	主幹教諭	令和10年3月31日

(54) 川口市立南中学校

No.	氏名	規則第6条関係	任期
1	田代 進一	幸栄地区社会福祉協議会会長 元P T A会長	令和10年3月31日
2	松本 保子	保護司	令和10年3月31日
3	岸部 一貴	幸栄地区青少年育成協議会会長 元P T A会長	令和10年3月31日
4	熊木 義尚	金山町会長 元P T A会長	令和10年3月31日

No.	氏名	規則第6条関係	任期
5	佐藤 昌邦	中央地区青少年育成協議会会長 元PTA会長	令和10年3月31日
6	子安 章子	主任児童委員	令和10年3月31日
7	内山 秀夫	本町3丁目町会長 元PTA会長	令和10年3月31日
8	原 佐知雄	元PTA会長	令和10年3月31日
9	春山 多紀理	主幹教諭	令和10年3月31日
10	佐藤 朋子	校長	令和10年3月31日
11	永井 貴司	教頭	令和10年3月31日

(55) 川口市立北中学校

No.	氏名	規則第6条関係	任期
1	長嶋 史敬	教頭	令和9年3月31日

(56) 川口市立青木中学校

No.	氏名	規則第6条関係	任期
1	蓮實 真理子	前PTA会長	令和10年3月31日
2	佐藤 昌幸	教頭	令和9年3月31日
3	若林 拓海	教頭	令和10年3月31日

(57) 川口市立芝中学校

No.	氏名	規則第6条関係	任期
1	赤嶺 亮	元PTA会長	令和10年3月31日
2	加増利 豊秋	元PTA会長	令和10年3月31日
3	福井 義範	元PTA会長	令和10年3月31日

No.	氏名	規則第6条関係	任期
4	前田 操	元PTA副会長	令和10年3月31日
5	平川 太郎	元後援会会長	令和10年3月31日
6	小池 紳一	元PTA会長	令和10年3月31日
7	梶山 真理子	教務主任	令和10年3月31日
8	大野 寛人	教頭	令和10年3月31日
9	小野 毅	校長	令和10年3月31日

(58) 川口市立元郷中学校

No.	氏名	規則第6条関係	任期
1	平田 敦子	学校応援団コーディネーター 学校運営協議委員	令和10年3月31日
2	吉井 重春	東領家1丁目学校運営協議委員	令和10年3月31日
3	深澤 拓也	PTA会長	令和10年3月31日
4	武内 豊	元郷中学校後援会長	令和10年3月31日
5	福田 一之	南平公民館長	令和10年3月31日
6	上倉 義郎	校長	令和10年3月31日
7	小森 樹	教頭	令和10年3月31日

(59) 川口市立上青木中学校

No.	氏名	規則第6条関係	任期
1	堀 克巳	上青木中学校後援会長 民生委員児童委員・主任児童委員	令和10年3月31日
2	金子 博	上青木西北町会長	令和10年3月31日
3	甲山 貴之	埼玉県立川口工業高等学校長	令和10年3月31日
4	大谷 弘尚	元PTA会長	令和10年3月31日

No.	氏名	規則第6条関係	任期
5	小石 雄一	上青木地区連合町会長 上青木南町会長	令和10年3月31日
6	湯浅 美智子	上青木西町会長	令和10年3月31日
7	松田 大和	主幹教諭	令和10年3月31日
8	品田 隆	教頭	令和10年3月31日
9	鈴木 玲	校長	令和10年3月31日

(60) 川口市立幸並中学校

No.	氏名	規則第6条関係	任期
1	山野 栄三郎	主任児童委員 元PTA会長	令和9年3月31日
2	藤田 由美恵	校長	令和9年3月31日

(61) 川口市立十二月田中学校

No.	氏名	規則第6条関係	任期
1	伊藤 啓	教頭	令和9年3月31日
2	中田 智博	主幹教諭	令和9年3月31日

(62) 川口市立仲町中学校

No.	氏名	規則第6条関係	任期
1	岩澤 奈々子	校長	令和9年3月31日

(63) 川口市立安行中学校

No.	氏名	規則第6条関係	任期
1	柿崎 恵美	主幹教諭	令和9年3月31日

(64) 川口市立芝東中学校

No.	氏名	規則第6条関係	任期
1	坂野 厚志	学校応援団顧問	令和10年3月31日
2	吉田 旭	学校応援団コーディネーター	令和10年3月31日
3	宮地 初江	民生委員	令和10年3月31日
4	正木 康夫	学校応援団顧問	令和10年3月31日
5	笠原 昇	芝高木町会長	令和10年3月31日
6	鈴木 育代	主任児童委員	令和10年3月31日
7	若谷 正巳	学校応援団顧問	令和10年3月31日
8	渡辺 秀和	校長	令和10年3月31日
9	関野 俊介	教頭	令和10年3月31日
10	若林 哲	教務主任	令和10年3月31日

(65) 川口市立芝西中学校

No.	氏名	規則第6条関係	任期
1	原 一郎	芝塚越町会長	令和10年3月31日
2	榎本 幸平	芝樋ノ爪町会長	令和10年3月31日
3	伊藤 一晃	芝富士町会長	令和10年3月31日
4	海野 祐子	民生児童委員 元PTA副会長	令和10年3月31日
5	小久保 理恵	芝西小学校校長	令和9年3月31日
6	猿橋 武司	校長	令和9年3月31日

(66) 川口市立岸川中学校

No.	氏名	規則第6条関係	任期
1	川部 至	上青木6丁目町会長	令和10年3月31日
2	野口 政昭	前川2丁目町会長	令和10年3月31日
3	庵地 眞見	前川地区民生委員児童委員 協議会協力員	令和10年3月31日
4	野崎 徹	岸川中学校後援会長	令和10年3月31日
5	及川 修	前川3丁目町会長	令和10年3月31日
6	石村 章彦	前川本町町会副会長	令和10年3月31日
7	小暮 茂	根岸第一町会長	令和10年3月31日
8	荒木 貴佳子	P T A会長	令和10年3月31日
9	本橋 昭仁	前川本町町会長	令和10年3月31日
10	新井 絹江	前川地区民生委員児童委員 協議会地区会長	令和10年3月31日
11	林田 亜矢子	前川地区主任児童委員	令和10年3月31日
12	鈴村 聡	教務主任	令和10年3月31日
13	三浦 伸之	校長	令和10年3月31日
14	平 健倫	教頭	令和10年3月31日

(67) 川口市立榛松中学校

No.	氏名	規則第6条関係	任期
1	高橋 美穂子	民生児童委員リーダー	令和10年3月31日
2	岩崎 信子	教育後援会幹事	令和10年3月31日
3	漆山 隆	民生委員・児童委員	令和10年3月31日
4	宮原 美子	榛松町会長	令和10年3月31日

No.	氏名	規則第6条関係	任期
5	中川 光恵	民生委員・児童委員	令和10年3月31日
6	菅又 由香	P T A会長	令和10年3月31日
7	山崎 広智	教頭	令和10年3月31日
8	飯塚 稔	校長	令和10年3月31日

(68) 川口市立小谷場中学校

No.	氏名	規則第6条関係	任期
1	小久保 理恵	芝西小学校校長	令和9年3月31日
2	片倉 有紀	校長	令和9年3月31日

(69) 川口市立神根中学校

No.	氏名	規則第6条関係	任期
1	柏木 浩文	教頭	令和9年3月31日

(70) 川口市立領家中学校

No.	氏名	規則第6条関係	任期
1	藤川 悟	校長	令和9年3月31日
2	三浦 崇史	教務主任	令和10年3月31日

(71) 川口市立戸塚中学校

No.	氏名	規則第6条関係	任期
1	和田 ひとみ	主任児童委員	令和10年3月31日
2	戎 弘一	元P T A会長	令和10年3月31日
3	寺田 美雅	学校薬剤師	令和10年3月31日

No.	氏名	規則第6条関係	任期
4	川田 悦代	元PTA執行部	令和10年3月31日
5	水野 俊二	長蔵新田町会長	令和10年3月31日
6	芝崎 実	学校応援団コーディネーター	令和10年3月31日
7	長 春代	民生委員	令和10年3月31日
8	柳田 勇	校長	令和10年3月31日
9	北澤 正崇	主幹教諭	令和10年3月31日
10	金野 秀喜	戸塚公民館長	令和10年3月31日
11	岩崎 竜太	教頭	令和10年3月31日

(72) 川口市立在家中学校

No.	氏名	規則第6条関係	任期
1	小林 稔	PTA会長	令和10年3月31日
2	武邊 弘徳	教頭	令和9年3月31日

(73) 川口市立安行東中学校

No.	氏名	規則第6条関係	任期
1	大野 真美	教育後援会長	令和10年3月31日
2	浅田 民子	主任児童委員	令和10年3月31日
3	八木下 幸雄	安行吉蔵町会役員	令和10年3月31日
4	松澤 美月	PTA会長	令和10年3月31日
5	石井 昇	安行出羽町会長	令和10年3月31日
6	小林 繁雄	安行西立野町会長	令和10年3月31日
7	杉本 忠昭	安行藤八町会長	令和10年3月31日

No.	氏名	規則第6条関係	任期
8	高山 重之	安行領家町会長	令和10年3月31日
9	金子 利夫	安行町会長	令和10年3月31日
10	渡邊 栄次	校長	令和10年3月31日
11	大倉 芳樹	教頭	令和10年3月31日

(74) 川口市立戸塚西中学校

No.	氏名	規則第6条関係	任期
1	坂田 七重	戸塚地区主任児童委員	令和10年3月31日
2	朝倉 雄馬	元市P連会長	令和10年3月31日
3	鎌塚 尚紀	戸塚スポーツセンター所長	令和10年3月31日
4	大熊 良太	戸塚児童センターあすばる所長	令和10年3月31日
5	大友 宏子	元PTA副会長	令和10年3月31日
6	吉田 博光	後援会会長	令和10年3月31日
7	金野 秀喜	戸塚公民館長	令和9年3月31日
8	若松 浩史	主幹教諭	令和10年3月31日
9	平澤 佳都子	教頭	令和9年3月31日

(75) 川口市立鳩ヶ谷中学校

No.	氏名	規則第6条関係	任期
1	浅見 聡志	PTA会長	令和10年3月31日
2	小林 和陽	教頭	令和9年3月31日

(76) 川口市立八幡木中学校

No.	氏名	規則第6条関係	任期
1	柳澤 清香	事務主幹	令和10年3月31日

(77) 川口市立里中学校

No.	氏名	規則第6条関係	任期
1	舩津 由徳	P T A会長	令和10年3月31日
2	中根 隆弘	校長	令和9年3月31日

2 任期の開始

令和8年4月1日

川口市教育大綱

令和8年度 >>> 令和12年度

令和8年4月

川口市

市長あいさつ



「真に選ばれるまち、輝くまち川口」の実現に向けた 教育の充実をめざして

川口市では、平成28年に初めて教育大綱を策定し、早くも10年の歳月が経過しました。これまでの教育行政では、第5次川口市総合計画に掲げる将来都市像を基盤として、川口市教育大綱を具現化するため、さまざまな施策を推進して参りました。

一方で、少子高齢化の進行、グローバル化の加速、子育て環境の多様化、急速な技術革新など、教育を取り巻く環境はますます複雑化・多様化しており、予測困難な時代の変化に対応し、生き抜く力を身に付けることがより重要となっています。

こうした状況を踏まえ、川口の未来を担うすべてのこどもたちがより良い環境で育ち、さらに市民一人ひとりが輝ける地域社会の実現をめざし、新たな羅針盤として「川口市教育大綱」を改定いたしました。

今回の改定にあたりましては、第6次川口市総合計画の将来都市像を教育分野から実現するという思いを込め、教育大綱の基本理念を「未来を創造する人材を育て、すべての人が輝く 川口の教育」と新たに決めました。この理念のもと、複雑化・多様化する教育課題に迅速かつ適切に対応し、必要な施策を着実に実行して参ります。

さらに、将来を見据え、人づくりを軸にした教育環境の充実を図り、すべての市民の皆様が活躍する、輝くまち川口の実現に向けて全力で取り組んで参ります。

川口市長 岡村ゆり子

川口市教育大綱とは

- 川口市教育大綱は、地域教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき定めるものです。
- 市政全般の総合的な計画である「第6次川口市総合計画」で示す将来都市像「産業と文化と自然が調和した 輝きあふれるまち 川口」の実現を教育分野からめざし、教育の振興を総合的かつ計画的に推進するための指針として基本理念を掲げ、その理念の実現に向けて、基本目標、施策、推進の方針、推進の柱で構成するものです。
- 計画期間は5年間とし、本市の教育を取り巻く社会動向を勘案し策定しました。

基本理念

未来を創造する人材を育て、 すべての人が輝く 川口の教育

「いつの時代においても変わらない本質的なものを守りながら、時代の変化に適応していく」という「不易流行」の考えを踏襲しつつ、学校教育においては、これまで培った教育力と指導力の向上を図るとともに、知・徳・体の調和のとれた人間形成を引き続きめざします。さらに、すべてのこどもたちがその能力と可能性を最大限に発揮できる教育環境を整備し、未来を創造する力を備え、次世代の地域社会の担い手となれる育成をめざします。また、生涯学習においては、幅広い年齢層が参加できる教育機会を提供するとともに、学びや活動への意欲の高まりを自己実現へと繋げるための支援を行い、すべての市民が精神的、肉体的、社会的に充実した状態を維持できる地域社会の形成をめざします。さらに、市民一人ひとりが輝き、個性と魅力を伸ばしながら成長できる環境を整え、学びを通じて豊かな人間性を育み、市民が社会の変化に適応し、地域に活力をもたらすことができる人材の育成をめざします。



教育大綱の体系

5つの基本目標と10の施策

基本目標		施策
Ⅰ	すべてのこどもが学べる 多様な環境づくり	1 幼稚園・小学校・中学校教育の充実
		2 高等学校教育の充実
Ⅱ	こどもの成長をサポートする 基盤づくり	3 教育力向上のための体制づくり
		4 誰もが適切な教育を受けられる環境の充実
		5 教育的資源の活用
Ⅲ	生涯学習・スポーツができる 環境づくり	6 生涯を通じて学び続けられる環境の充実
		7 目的に応じてスポーツ・レクリエーション活動に 親しめる環境の充実
Ⅳ	歴史の継承と文化芸術の発信	8 歴史的資源の保存と活用
		9 文化芸術の発信
Ⅴ	教育行政経営の基盤強化	10 教育施設の適正化

すべての子どもが学べる 多様な環境づくり

施策1 幼稚園・小学校・中学校教育の充実

推進の方針 幼児教育の充実

推進の柱

ア 幼児教育の推進

推進の方針 確かな学力と自立する力の育成を図る義務教育の充実

推進の柱

- ア 一人ひとり確実に伸ばす教育の推進
- イ 新しい時代に求められる資質・能力の育成
- ウ グローバル化に対応する教育の推進
- エ 技術革新や時代の変化に対応する教育の推進
- オ 主体的に社会の形成に参画する力の育成
- カ 特別支援教育の充実
- キ 一人ひとりの状況に応じた支援



授業の様子

推進の方針 豊かな心と健やかな体の育成を図る義務教育の充実

推進の柱

- ア 豊かな心を育む教育の充実
- イ 生徒指導の充実
- ウ 人権を尊重した教育の推進
- エ 健康の保持・増進
- オ 体力の向上と学校体育活動の充実

施策2 高等学校教育の充実

推進の方針 高等学校教育の推進

推進の柱

- ア 魅力ある高等学校づくり
- イ 中高一貫教育推進に向けた特色ある附属中学校づくり



川口市立高等学校・附属中学校 校舎



こどもの成長をサポートする 基盤づくり

施策3 教育力向上のための体制づくり

推進の方針 質の高い学校教育を推進するための環境の充実

推進の柱

- ア 特色のある学校づくりの推進
- イ 教職員の資質・能力の向上
- ウ 学校組織運営の改善と働きがいのある職場づくり
- エ こどもたちの安全・安心の確保
- オ いじめ防止対策の推進
- カ 不登校児童生徒への支援
- キ 教育相談の充実
- ク 夜間中学の充実



わくわくスクール



チャレンジスクール

施策4 誰もが適切な教育を受けられる環境の充実

推進の方針 地域の教育力・健全育成活動の充実

推進の柱

- ア 学校・家庭・地域が一体となった教育の推進
- イ 青少年の健全育成
- ウ 地域クラブ活動（文化芸術・スポーツ活動）の推進



自然体験村

施策5 教育的資源の活用

推進の方針 教育的資源の活用

推進の柱

- ア 教育的資源の活用



生涯学習・スポーツができる 環境づくり

施策 6 生涯を通じて学び続けられる環境の充実

推進の方針 学び合い共に支える社会をめざす生涯学習の推進

推進の柱

- ア 多様な生涯学習活動の推進
- イ ネットワーク機能を活用した図書館サービスの充実
- ウ 新たな発見と学びのある科学館事業の推進

施策 7 目的に応じてスポーツ・レクリエーション活動に 親しめる環境の充実

推進の方針 目的に応じてスポーツ・レクリエーション活動に親しめる環境の充実

推進の柱

- ア スポーツ・レクリエーション活動の推進
- イ スポーツ団体の活動支援



川口マラソン大会

基本目標

IV

歴史の継承と 文化芸術の発信

施策 8 歴史的資源の保存と活用

推進の方針 歴史的資源の保存と活用

■ 推進の柱

- ア 文化財の調査・収集・保存
- イ 文化財の活用
- ウ 伝統文化の保護と継承に関わる支援
- エ 古文書・写真等資料の保存と活用



市指定無形民俗文化財 江戸袋の獅子舞

施策 9 文化芸術の発信

推進の方針 文化芸術の発信

■ 推進の柱

- ア 文化芸術活動の支援
- イ 文化芸術拠点の活用



川口市立美術館

基本目標

V

教育行政経営の 基盤強化

施策 10 教育施設の適正化

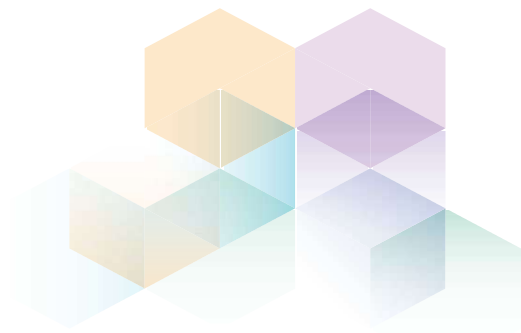
推進の方針 教育施設の適正な環境整備・充実

■ 推進の柱

- ア 小中学校の適正規模・適正配置
- イ 学校施設の整備・充実
- ウ 社会教育施設の整備・充実
- エ スポーツ施設の整備・充実

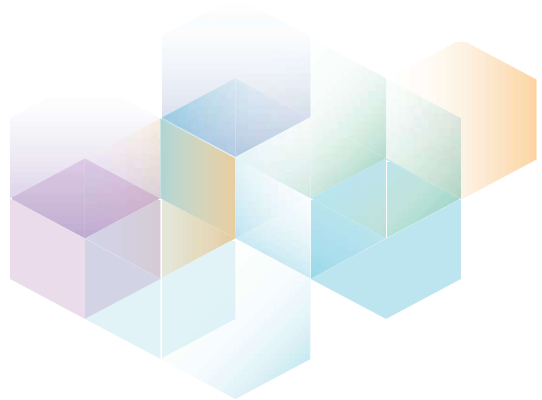


(仮称) 神根総合運動公園イメージ



川口市教育大綱

令和8年度 >>> 令和12年度



発行：令和8年4月 川口市
編集：川口市教育委員会 教育総務課 〒332-8601 川口市青木2-1-1
電話：048-258-1258(直通)
FAX：048-259-4973
(川口市教育委員会)
https://www.city.kawaguchi.lg.jp/kosodate_gakkou/kyoikuiinkai/index.html

本冊子の表紙デザインは、基本理念である「未来」「輝き」をイメージし、それらをキューブに見立てて積み上げていく様子を表現しています。配色は、さわやかで洗練された印象となるような色使いとし、また、デザインは、持続可能性や未来への広がりを表しています。

議案第31号

川口市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する規則について
このことについて別紙のとおり議決を求める。

令和8年4月1日提出

川口市教育委員会教育長 井上清之

川口市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する規則

川口市立小・中学校職員服務規程（昭和32年教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第10条の6中「前条まで」を「第10条の4まで及び前条」に改め、同条を第10条の7とする。

第10条の5を第10条の6とし、第10条の4の次に次の1条を加える。

（子育て部分休暇）

第10条の5 職員は、県条例第16条の2に規定する子育て部分休暇を受けようとするときは、様式第8号の2の請求書により教育委員会に請求しなければならない。

2 子育て部分休暇の承認を受けている職員は、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、遅滞なく、様式第8号の3の変更届により教育委員会に届け出なければならない。

- (1) 産前の休業を始めた場合
- (2) 出産した場合
- (3) 子育て部分休暇に係る子が死亡した場合
- (4) 子育て部分休暇に係る子が当該職員の子でなくなった場合
- (5) 子育て部分休暇に係る子を養育しなくなった場合

第13条中「第10条の6まで」を「第10条の4まで、第10条の6」に改める。

第17条の2第3項を次のように改める。

3 職員は、育児休業法第19条第2項の規定により部分休業の請求に係る申出をしようとするときは、様式第14号の3の申出書を教育委員会に提出しなければならない。同条第3項の規定により申出の内容を変更しようとするときも、同様とする。

第17条の2第5項中「第1項から第3項まで」を「第1項、第2項及び第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 前項の申出を行った職員は、育児休業法第19条第1項の規定により部分休業

の承認を受けようとするときは、同条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の請求にあつては様式第14号の3の2の部分休業簿を、同項第2号に掲げる範囲内で請求する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の請求にあつては様式第14号の3の3の部分休業簿をもって教育委員会に請求しなければならない。

第26条を第27条とし、第25条の次に次の1条を加える。

（適用の除外）

第26条 第5条、第7条の2、第10条から第10条の6まで、第15条から第17条まで、第21条及び第22条の規定は、非常勤の職員に、これを適用しない。

様式第8号の次に次の2様式を加える。

様式第8号の2 別紙のとおり

様式第8号の3 別紙のとおり

様式第14号の3を次のように改める。

様式第14号の3 別紙のとおり

様式第14号の3の次に次の2様式を加える。

様式第14号の3の2 別紙のとおり

様式第14号の3の3 別紙のとおり

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

子育て部分休暇承認請求書

年度 _____

請求に係る子	氏名	_____
	続柄	_____
	生年月日	____年 ____月 ____日生

学校名 _____
 職名 _____
 氏名 _____

整理番号	承認			請求事由 (承認/取消)	子育て部分休暇の請求期間							請求月日	備考		
	決裁者	請求者			月日		曜日/ 曜日等	時間							
					から	まで		時	分	から	まで				
1					月日	から	月日	まで		時	分	から	まで	月日	
2					月日	から	月日	まで		時	分	から	まで	月日	
3					月日	から	月日	まで		時	分	から	まで	月日	
4					月日	から	月日	まで		時	分	から	まで	月日	
5					月日	から	月日	まで		時	分	から	まで	月日	
6					月日	から	月日	まで		時	分	から	まで	月日	
7					月日	から	月日	まで		時	分	から	まで	月日	
8					月日	から	月日	まで		時	分	から	まで	月日	
9					月日	から	月日	まで		時	分	から	まで	月日	
10					月日	から	月日	まで		時	分	から	まで	月日	

(注) 1 承認欄の職名等は適宜変更又は増減できること。

2 この請求書には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書等）又はその写しを添付すること。

部分休業申出書

年 月 日

川口市教育委員会 様

学校名
職 名
氏 名

次のとおり 年度の部分休業の請求について申し出ます。

1 請求に係る子	氏 名		続 柄	生 年 月 日
				年 月 日生
2 申出内容	種別	申 出 内 容		
	<input type="checkbox"/> 当初	<input type="checkbox"/> 第1号部分休業（1日につき2時間を超えない範囲内）		
	<input type="checkbox"/> 変更	<input type="checkbox"/> 第2号部分休業（1年につき条例で定める時間を超えない範囲内）		
3 変更が必要な事情				
4 備 考				

(注) 1 この申出書には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書等）又はその写しを添付すること。

2 承認の請求及び承認の取消しの請求は、第1号部分休業の場合は様式第14号の3の2を、第2号部分休業の場合は様式第14号の3の3を提出すること。

第1号部分休業簿

学校名 _____
 職名 _____
 氏名 _____

年度 _____

整理 番号	承認				請求事由 (承認/取消)	部分休業の請求期間								請求 月日	備 考	
	決裁者	承認者	請求者	備考		月日		時間		曜日/ 曜日等	時分	から	時分			まで
						月日	から	月日	まで							
1						月日	から	月日	まで		時分	から	時分	まで	月日	
2						月日	から	月日	まで		時分	から	時分	まで	月日	
3						月日	から	月日	まで		時分	から	時分	まで	月日	
4						月日	から	月日	まで		時分	から	時分	まで	月日	
5						月日	から	月日	まで		時分	から	時分	まで	月日	
6						月日	から	月日	まで		時分	から	時分	まで	月日	
7						月日	から	月日	まで		時分	から	時分	まで	月日	
8						月日	から	月日	まで		時分	から	時分	まで	月日	
9						月日	から	月日	まで		時分	から	時分	まで	月日	
10						月日	から	月日	まで		時分	から	時分	まで	月日	

(注) 承認欄の職名等は適宜変更又は増減できること。

第2号部分休業簿

学校名 _____
 職名 _____
 氏名 _____

年度 _____

整理 番号	承認				請求事由 (承認/取消)	部分休業の請求期間								請求 時間数	残時間数	請求月日	備 考
	決裁者		請求者			月 日				時 間							
						月 日	から	月 日	まで	時 分	から	時 分	まで				
1						月 日	から	月 日	まで	時 分	から	時 分	まで	時間 分	時間 分	月 日	
2						月 日	から	月 日	まで	時 分	から	時 分	まで	時間 分	時間 分	月 日	
3						月 日	から	月 日	まで	時 分	から	時 分	まで	時間 分	時間 分	月 日	
4						月 日	から	月 日	まで	時 分	から	時 分	まで	時間 分	時間 分	月 日	
5						月 日	から	月 日	まで	時 分	から	時 分	まで	時間 分	時間 分	月 日	
6						月 日	から	月 日	まで	時 分	から	時 分	まで	時間 分	時間 分	月 日	
7						月 日	から	月 日	まで	時 分	から	時 分	まで	時間 分	時間 分	月 日	
8						月 日	から	月 日	まで	時 分	から	時 分	まで	時間 分	時間 分	月 日	
9						月 日	から	月 日	まで	時 分	から	時 分	まで	時間 分	時間 分	月 日	
10						月 日	から	月 日	まで	時 分	から	時 分	まで	時間 分	時間 分	月 日	

(注) 承認欄の職名等は適宜変更又は増減できること。

川口市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する規則案要綱

1 改正の趣旨及び内容

- (1) 地方公務員の育児休業等に関する法律等の一部改正により、1日につき2時間を超えない範囲内又は1年につき10日相当を超えない範囲内で、1日の勤務時間の全部又は一部について勤務しないことを選択できることとされたことから、必要な改正を行うもの。
- (2) 埼玉県为学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正により、小学校就学の始期から9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を持つ学校職員が1日につき2時間を超えない範囲内で取得できる無給の休暇として、子育て部分休暇が新設されたことから、必要な改正を行うもの。

2 施行期日

令和8年4月1日から施行するもの。

3 予算措置

なし

4 その他

(1) 根拠法令又は関係法令

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第5号）

職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（令和7年埼玉県条例第31号）

学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年埼玉県条例第28号）

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年埼玉県教育委員会規則第9号）

埼玉県立学校職員服務規程（昭和32年埼玉県教育委員会規則第8号）

(2) パブリック・コメント

不要

川口市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する規則案新旧対照表
 ○ 川口市立小・中学校職員服務規程（昭和32年教育委員会規則第3号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p><u>（子育て部分休暇）</u> <u>第10条の5</u> 職員は、<u>県条例第16条の2</u>に規定する子育て部分休暇を受けようとするときは、<u>様式第8号の2の請求書により教育委員会に請求しなければなら</u> <u>ない。</u> <u>2</u> 子育て部分休暇の承認を受けている職員は、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、<u>遅滞なく、様式第8号の3の変更届により教育委員会に届け出なければならぬ。</u> <u>(1) 産前の休業を始めた場合</u> <u>(2) 出産した場合</u> <u>(3) 子育て部分休暇に係る子が死亡した場合</u> <u>(4) 子育て部分休暇に係る子が当該職員の子でなくなった場合</u> <u>(5) 子育て部分休暇に係る子を養育しなくなった場合</u> <u>第10条の6</u> (略)</p> <p><u>第10条の7</u> 第10条から第10条の4まで及び前条の規定にかかわらず、勤務管理システムにより難い場合における各休暇の届け出又は願い出については、それぞれ規定する様式（年次休暇の場合にあっては、別に定める休暇届簿、特別休暇（県規則第12条第1項第1号本文に規定する休暇を除く。）の場合にあっては、様式第9号の3の休暇願）により行うものとする。</p> <p><u>（届け出及び願い出の特例）</u> <u>第13条</u> 職員は、病氣、災害その他やむを得ない理由により第10条から第10条の4まで、<u>第10条の6</u>又は第11条の手続をとることができないときは、電話等をもってその旨を連絡した後、速やかにそれぞれに規定する手続をとらなければならない。</p>	<p><u>第10条の5</u> (略) <u>第10条の6</u> 第10条から前条まで<u>の</u>規定にかかわらず、勤務管理システムにより難い場合における各休暇の届け出又は願い出については、それぞれ規定する様式（年次休暇の場合にあっては、別に定める休暇届簿、特別休暇（県規則第12条第1項第1号本文に規定する休暇を除く。）の場合にあっては、様式第9号の3の休暇願）により行うものとする。</p> <p><u>（届け出及び願い出の特例）</u> <u>第13条</u> 職員は、病氣、災害その他やむを得ない理由により第10条から第10条の6まで <u>又は第11条の手続をとることができないときは、電話等をもってその旨を連絡した後、速やかにそれぞれに規定する手続をとらなければならない。</u></p>

(育児休業等)

第17条の2 (略)

2 (略)

3 職員は、育児休業法第19条第2項の規定により部分休業の請求に係る申出をしようとするときは、様式第14号の3の申出書を教育委員会に提出しなければならない。同条第3項の規定により申出の内容を変更しようとするときも、同様とする。

4 前項の申出を行った職員は、育児休業法第19条第1項の規定により部分休業の承認を受けようとするときは、同条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の請求にあつては様式第14号の3の2の部分休業簿を、同項第2号に掲げる範囲内で請求する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の請求にあつては様式第14号の3の部分休業簿をもつて教育委員会に請求しなければならない。

5 (略)

6 職員は、第1項、第2項及び第4項の規定による請求に関し、教育委員会の指示があつたときは、当該請求の事由を証明する書類を提出しなければならない。

(適用の除外)

第26条 第5条、第7条の2、第10条から第10条の6まで、第15条から第17条まで、第21条及び第22条の規定は、非常勤の職員に、これを適用しない。

第27条 (略)

(育児休業等)

第17条の2 (略)

2 (略)

3 職員は、育児休業法第19条第1項の規定により部分休業の承認を受けようとするときは、様式第14号の3の請求書により教育委員会に請求しなければならない。

4 (略)

5 職員は、第1項から第3項までの規定による請求に関し、教育委員会の指示があつたときは、当該請求の事由を証明する書類を提出しなければならない。

第26条 (略)

年度 _____ 子育て部分休暇承認請求書

	氏名	氏名	学校名
	続柄	続柄	職名
	生年月日	年 月 日	氏名

順列番号	承認者	承認者 (所属/部署)	子育て部分休暇の請求期間				請求月日	備考
			月 日	月 日	時 分	時 分		
1			月 日 から 月 日 まで	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時 分 から 時 分 まで	月 日	
2			月 日 から 月 日 まで	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時 分 から 時 分 まで	月 日	
3			月 日 から 月 日 まで	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時 分 から 時 分 まで	月 日	
4			月 日 から 月 日 まで	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時 分 から 時 分 まで	月 日	
5			月 日 から 月 日 まで	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時 分 から 時 分 まで	月 日	
6			月 日 から 月 日 まで	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時 分 から 時 分 まで	月 日	
7			月 日 から 月 日 まで	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時 分 から 時 分 まで	月 日	
8			月 日 から 月 日 まで	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時 分 から 時 分 まで	月 日	
9			月 日 から 月 日 まで	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時 分 から 時 分 まで	月 日	
10			月 日 から 月 日 まで	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時 分 から 時 分 まで	月 日	

(注) 1 承認欄の職名等は適宜変更又は削除できること。
 2 この請求書には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（前）証明書等）又はその写しを添付すること。

部分休業申出書

川口市教育委員会 様

学校名
職名
氏名

年 月 日

次のとおり 年度の部分休業の請求について申し上げます。

1 請求に係る子	氏名	続柄	生年月日
	年 月 日		
2 申出内容	種別	申出内容	
	<input type="checkbox"/> 当初 <input type="checkbox"/> 変更	<input type="checkbox"/> 第1号部分休業（1日につき2時間を超えない範囲内） <input type="checkbox"/> 第2号部分休業（1年につき条例で定める時間を超えない範囲内）	
3 変更が必要な事情			
4 備考			

(注) 1 この申出書には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書等）又はその写しを添付すること。

2 承認の請求及び承認の取消しの請求は、第1号部分休業の場合は様式第14号の3の2を、第2号部分休業の場合は様式第14号の3の3を提出すること。

(表)

部分休業承認請求書

川口市教育委員会 様

学校名・職名
氏名

年 月 日

下記のとおり部分休業の承認を請求します。

記

請求に係る子	氏名			
	続柄			
	生年月日	年 月 日		
育児の態様	□託児施設() □その他() (託児時間: 時 分) (託児時間: 時 分)			
通勤時間	時間 分(託児先を経由する時間を含む。)			
部分休業が必要な事情				
請求及び	期 間	年 月 日から 年 月 日まで	□毎日 □その他()	時 分～時 分
		年 月 日から 年 月 日まで	□毎日 □その他()	時 分～時 分
備考				

備考 1 備考欄には、配偶者が部分休業その他の育児のための育児のための短時間勤務の制度の通用を受けている等の場合には、その旨を記入すること。
2 部分休業の承認の取消しを届け出る場合は、その旨を裏面に記入すること。
3 該当する□には、レ印を記入すること。

様式第14号の3の2

第1号部分休業簿

学校名 _____
 職名 _____
 氏名 _____

____年度

課目 番号	承認者		課長 氏名	課長印 (承認/印)	部分休業の請求期間				請求日	備考			
	承認者	課長			月	日	時	分			備考		
1					月	日	から	時	分	まで	月	日	
2					月	日	から	時	分	まで	月	日	
3					月	日	から	時	分	まで	月	日	
4					月	日	から	時	分	まで	月	日	
5					月	日	から	時	分	まで	月	日	
6					月	日	から	時	分	まで	月	日	
7					月	日	から	時	分	まで	月	日	
8					月	日	から	時	分	まで	月	日	
9					月	日	から	時	分	まで	月	日	
10					月	日	から	時	分	まで	月	日	

(注) 承認欄の職名等は適宜変更又は省略できること。

様式第14号の3の3

第2号部分休業簿

学校名 _____
 職名 _____
 氏名 _____

____年度

課目 番号	承認者		課長 氏名	課長印 (承認/印)	部分休業の請求期間										請求日	備考
	承認者	課長			月	日	時	分	から	時	分	まで	時間	分		
1					月	日	から	時	分	まで	時間	分	月	日		
2					月	日	から	時	分	まで	時間	分	月	日		
3					月	日	から	時	分	まで	時間	分	月	日		
4					月	日	から	時	分	まで	時間	分	月	日		
5					月	日	から	時	分	まで	時間	分	月	日		
6					月	日	から	時	分	まで	時間	分	月	日		
7					月	日	から	時	分	まで	時間	分	月	日		
8					月	日	から	時	分	まで	時間	分	月	日		
9					月	日	から	時	分	まで	時間	分	月	日		
10					月	日	から	時	分	まで	時間	分	月	日		

(注) 承認欄の職名等は適宜変更又は省略できること。

議案第32号

川口市立高等学校職員服務規程の一部を改正する規程について
このことについて別紙のとおり議決を求める。

令和8年4月1日提出

川口市教育委員会教育長 井上 清之

川口市立高等学校職員服務規程の一部を改正する規程

川口市立高等学校職員服務規程（昭和41年教育委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

第10条の5を第10条の6とし、第10条の4の次に次の1条を加える。

（子育て部分休暇）

第10条の5 職員は、県条例第16条の2に規定する子育て部分休暇を受けようとするときは、様式第8号の2の請求書により教育委員会に請求しなければならない。

2 子育て部分休暇の承認を受けている職員は、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、遅滞なく、様式第8号の3の変更届により教育委員会に届け出なければならない。

(1) 産前の休業を始めた場合

(2) 出産した場合

(3) 子育て部分休暇に係る子が死亡した場合

(4) 子育て部分休暇に係る子が当該職員の子でなくなった場合

(5) 子育て部分休暇に係る子を養育しなくなった場合

第13条中「第10条の5まで」を「第10条の4まで、第10条の6」に改める。

第17条の2第3項を次のように改める。

3 職員は、育児休業法第19条第2項の規定により部分休業の請求に係る申出をしようとするときは、様式第14号の3の申出書を教育委員会に提出しなければならない。同条第3項の規定により申出の内容を変更しようとするときも、同様とする。

第17条の2第5項中「第1項から第3項まで」を「第1項、第2項及び第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 前項の申出を行った職員は、育児休業法第19条第1項の規定により部分休業の承認を受けようとするときは、同条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の請求にあつては様式第14号の3

の2の部分休業簿を、同項第2号に掲げる範囲内で請求する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の請求にあつては様式第14号の3の3の部分休業簿をもって教育委員会に請求しなければならない。

第26条中「第10条の5」を「第10条の6」に改める。

様式第8号の次に次の2様式を加える。

様式第8号の2 別紙のとおり

様式第8号の3 別紙のとおり

様式第14号の3を次のように改める。

様式第14号の3 別紙のとおり

様式第14号の3の次に次の2様式を加える。

様式第14号の3の2 別紙のとおり

様式第14号の3の3 別紙のとおり

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

子育て部分休暇承認請求書

年度 _____

請求に係る子	氏名	_____
	続柄	_____
	生年月日	____年 ____月 ____日生

学校名 _____
 職名 _____
 氏名 _____

整理番号	承認			請求事由 (承認/取消)	子育て部分休暇の請求期間							請求月日	備考		
	決裁者	請求者			月日		曜日/ 曜日等	時間							
					から	まで		時	分	から	まで				
1					月日	から	月日	まで		時	分	から	まで	月日	
2					月日	から	月日	まで		時	分	から	まで	月日	
3					月日	から	月日	まで		時	分	から	まで	月日	
4					月日	から	月日	まで		時	分	から	まで	月日	
5					月日	から	月日	まで		時	分	から	まで	月日	
6					月日	から	月日	まで		時	分	から	まで	月日	
7					月日	から	月日	まで		時	分	から	まで	月日	
8					月日	から	月日	まで		時	分	から	まで	月日	
9					月日	から	月日	まで		時	分	から	まで	月日	
10					月日	から	月日	まで		時	分	から	まで	月日	

(注) 1 承認欄の職名等は適宜変更又は増減できること。

2 この請求書には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書等）又はその写しを添付すること。

部分休業申出書

年 月 日

川口市教育委員会 様

学校名
職 名
氏 名

次のとおり 年度の部分休業の請求について申し出ます。

1 請求に係る子	氏 名		続 柄	生 年 月 日
				年 月 日生
2 申出内容	種別	申 出 内 容		
	<input type="checkbox"/> 当初	<input type="checkbox"/> 第1号部分休業（1日につき2時間を超えない範囲内）		
	<input type="checkbox"/> 変更	<input type="checkbox"/> 第2号部分休業（1年につき条例で定める時間を超えない範囲内）		
3 変更が必要な事情				
4 備 考				

(注) 1 この申出書には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書等）又はその写しを添付すること。

2 承認の請求及び承認の取消しの請求は、第1号部分休業の場合は様式第14号の3の2を、第2号部分休業の場合は様式第14号の3の3を提出すること。

第1号部分休業簿

学校名 _____
 職名 _____
 氏名 _____

年度 _____

整理 番号	承認				請求事由 (承認/取消)	部分休業の請求期間								請求 月日	備 考	
	決裁者	承認者	請求者	月日		月日				時間						
						月日	から	月日	まで	時分	から	時分	まで			
1						月日	から	月日	まで		時分	から	時分	まで	月日	
2						月日	から	月日	まで		時分	から	時分	まで	月日	
3						月日	から	月日	まで		時分	から	時分	まで	月日	
4						月日	から	月日	まで		時分	から	時分	まで	月日	
5						月日	から	月日	まで		時分	から	時分	まで	月日	
6						月日	から	月日	まで		時分	から	時分	まで	月日	
7						月日	から	月日	まで		時分	から	時分	まで	月日	
8						月日	から	月日	まで		時分	から	時分	まで	月日	
9						月日	から	月日	まで		時分	から	時分	まで	月日	
10						月日	から	月日	まで		時分	から	時分	まで	月日	

(注) 承認欄の職名等は適宜変更又は増減できること。

第2号部分休業簿

学校名 _____
 職名 _____
 氏名 _____

年度 _____

整理 番号	承認				請求事由 (承認/取消)	部分休業の請求期間								請求 時間数	残時間数	請求月日	備考					
	決裁者		請求者			月 日				時 間												
						月	日	から	まで	時	分	から	まで									
1						月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで	時間	分	月	日	
2						月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで	時間	分	月	日	
3						月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで	時間	分	月	日	
4						月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで	時間	分	月	日	
5						月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで	時間	分	月	日	
6						月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで	時間	分	月	日	
7						月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで	時間	分	月	日	
8						月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで	時間	分	月	日	
9						月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで	時間	分	月	日	
10						月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで	時間	分	月	日	

(注) 承認欄の職名等は適宜変更又は増減できること。

川口市立高等学校職員服務規程の一部を改正する規程案要綱

1 改正の趣旨及び内容

- (1) 地方公務員の育児休業等に関する法律等の一部改正により、1日につき2時間を超えない範囲内又は1年につき10日相当を超えない範囲内で、1日の勤務時間の全部又は一部について勤務しないことを選択できることとされたことから、必要な改正を行うもの。
- (2) 埼玉県为学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正により、小学校就学の始期から9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を持つ学校職員が1日につき2時間を超えない範囲内で取得できる無給の休暇として、子育て部分休暇が新設されたことから、必要な改正を行うもの。

2 施行期日

令和8年4月1日から施行するもの。

3 予算措置

なし

4 その他

(1) 根拠法令又は関係法令

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第5号）

職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（令和7年埼玉県条例第31号）

学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年埼玉県条例第28号）

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年埼玉県教育委員会規則第9号）

埼玉県立学校職員服務規程（昭和32年埼玉県教育委員会規則第8号）

川口市学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和47年条例第

15号)

(2) パブリック・コメント

不要

- 川口市立高等学校職員職務規程の一部を改正する規程案新旧対照表
 ○ 川口市立高等学校職員職務規程（昭和41年教育委員会規程第2号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p><u>（子育て部分休暇）</u> <u>第10条の5</u> 職員は、<u>県条例第16条の2</u>に規定する子育て部分休暇を受けようとするときは、<u>様式第8号の2の請求書により教育委員会に請求しなければなら</u> <u>ない。</u> <u>2</u> 子育て部分休暇の承認を受けている職員は、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、<u>遅滞なく、様式第8号の3の変更届により教育委員会に届け出なければならぬ。</u> <u>(1) 産前の休業を始めた場合</u> <u>(2) 出産した場合</u> <u>(3) 子育て部分休暇に係る子が死亡した場合</u> <u>(4) 子育て部分休暇に係る子が当該職員の子でなくなった場合</u> <u>(5) 子育て部分休暇に係る子を養育しなくなった場合</u> <u>第10条の6</u> (略)</p> <p>(届け出及び願い出の特例) <u>第13条</u> 職員は、病気、災害その他やむを得ない理由により<u>第10条から第10条の4</u>まで、<u>第10条の6</u>又は<u>第11条</u>の手続をとることができないときは、電話等をもってその旨を連絡した後、速やかにそれぞれに規定する手続をとらなければならない。</p> <p>(育児休業等) <u>第17条の2</u> (略) <u>2</u> (略) <u>3</u> 職員は、<u>育児休業法第19条第2項</u>の規定により部分休業の請求に係る申出を</p>	<p><u>第10条の5</u> (略)</p> <p>(届け出及び願い出の特例) <u>第13条</u> 職員は、病気、災害その他やむを得ない理由により<u>第10条から第10条の5</u>まで、又は<u>第11条</u>の手続をとることができないときは、電話等をもってその旨を連絡した後、速やかにそれぞれに規定する手続をとらなければならない。</p> <p>(育児休業等) <u>第17条の2</u> (略) <u>2</u> (略) <u>3</u> 職員は、<u>育児休業法第19条第1項</u>の規定により部分休業の承認を受けようと</p>

しようとするときは、様式第14号の3の申出書を教育委員会に提出しなければならぬ。同条第3項の規定により申出の内容を変更しようとするときも、同様とする。

4 前項の申出を行った職員は、育児休業法第19条第1項の規定により部分休業の承認を受けようとするときは、同条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の請求にあつては様式第14号の3の2の部分休業簿を、同項第2号に掲げる範囲内で請求する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の請求にあつては様式第14号の3の部分休業簿をもつて教育委員会に請求しなければならない。

5 (略)

6 職員は、第1項、第2項及び第4項の規定による請求に関し、教育委員会の指示があつたときは、当該請求の事由を証明する書類を提出しなければならない。

(適用の除外)

第26条 第5条、第7条の2、第10条から第10条の6まで、第15条から第17条まで、第21条及び第22条の規定は、非常勤の職員に、これを適用しない。

するときは、様式第14号の3の請求書により教育委員会に請求しなければならない。

4 (略)

5 職員は、第1項から第3項まで の規定による請求に関し、教育委員会の指示があつたときは、当該請求の事由を証明する書類を提出しなければならない。

(適用の除外)

第26条 第5条、第7条の2、第10条から第10条の5まで、第15条から第17条まで、第21条及び第22条の規定は、非常勤の職員に、これを適用しない。

子育て部分休職承認請求書

年度		氏名		学校名	
		請求に係る子 氏名	氏名	職名	職名
		生年月日	年	月	日生

順列 番号	承認		請求事由 (所属/職名)		子育て部分休職の請求期間				請求月日	備考
	承認者	請求者	請求事由 (所属/職名)	請求事由 (所属/職名)	月日	月日	時間	時間		
1					月日	月日	時分	時分	月日	
2					月日	月日	時分	時分	月日	
3					月日	月日	時分	時分	月日	
4					月日	月日	時分	時分	月日	
5					月日	月日	時分	時分	月日	
6					月日	月日	時分	時分	月日	
7					月日	月日	時分	時分	月日	
8					月日	月日	時分	時分	月日	
9					月日	月日	時分	時分	月日	
10					月日	月日	時分	時分	月日	

(注) 1 承認欄の職名等は適宜変更又は削除できること。
 2 この請求書には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（前）証明書等）又はその写しを添付すること。

部分休業申出書		年 月 日
川口市教育委員会 様		
学校名 職 名 氏 名		
次のとおり 年度の部分休業の請求について申し出ます。		
1 請求に係る子	氏 名	生 年 月 日
	続 柄	年 月 日生
2 申出内容	種別	申 出 内 容
	<input type="checkbox"/> 当初 <input type="checkbox"/> 変更	<input type="checkbox"/> 第1号部分休業（1日につき2時間を超えない範囲内） <input type="checkbox"/> 第2号部分休業（1年につき条例で定める時間を超えない範囲内）
3 変更が必要な事情		
4 備 考		

(注) 1 この申出書には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書等）又はその写しを添付すること。

2 承認の請求及び承認の取消しの請求は、第1号部分休業の場合は様式第14号の3の2を、第2号部分休業の場合は様式第14号の3の3を提出すること。

(表)

部分休業承認請求書		年 月 日
川口市教育委員会 様		
学校名・職名 氏 名		
下記のとおり部分休業の承認を請求します。		
記		
請求に係る子	氏 名	年 月 日
	続 柄	
	生 年 月 日	年 月 日
育児の態様	<input type="checkbox"/> 託児施設()	<input type="checkbox"/> その他()
	(託児時間: 時 分 ～ 時 分)	(託児時間: 時 分 ～ 時 分)
通勤時間	時間 分(託児先を経由する時間を含む。)	
部分休業が必要な事情		
請求及び	期 間	時 間
	年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他()
	年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他()
備 考		

備考 1 備考欄には、配偶者が部分休業その他の育児のための短時間勤務の制度の適用を受けている等の場合には、その旨を記入すること。

2 部分休業の承認の取消しを届け出る場合は、その旨を裏面に記入すること。

3 該当する□には、レ印を記入すること。

様式第14号の3の2

第1号部分休業簿

学校名 _____
 職名 _____
 氏名 _____

学年 番号	承認者		承認者 職名	承認者 印	部分休業の請求期間		請求日	備考
	承認者	承認者			月 日	時 間		
1					月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	月 日	
2					月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	月 日	
3					月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	月 日	
4					月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	月 日	
5					月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	月 日	
6					月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	月 日	
7					月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	月 日	
8					月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	月 日	
9					月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	月 日	
10					月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	月 日	

(注) 承認欄の職名等は適宜変更又は削除できること。

様式第14号の3の3

第2号部分休業簿

学校名 _____
 職名 _____
 氏名 _____

学年 番号	承認者		承認者 職名	承認者 印	部分休業の請求期間		請求 時間数	請求日	備考
	承認者	承認者			月 日	時 間			
1					月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	月 日	
2					月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	月 日	
3					月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	月 日	
4					月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	月 日	
5					月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	月 日	
6					月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	月 日	
7					月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	月 日	
8					月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	月 日	
9					月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	月 日	
10					月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	月 日	

(注) 承認欄の職名等は適宜変更又は削除できること。